

星崎学区地区防災計画 (風水害編)



令和8年1月24日
星崎学区連絡協議会
(星崎学区防災安心まちづくり委員会)

目 次

01 はじめに	
1 計画の目的	3
2 基本方針	
3 対象範囲	
02 地区の特性	5
1 地区の成立ち	
2 自然特性と災害履歴	
3 伊勢湾台風災害誌	
4 災害特性とリスク	
5 社会特性	
03 防災活動の体制	16
1 活動体制	
2 フェーズ（段階）ごとの活動内容	
3 災害時の活動体制（イメージ）	
4 タイムライン型避難行動計画（例）	
04 平常時の活動	19
1 平常時の活動体制	
2 住民への普及開発	
05 避難行動	21
1 避難行動	
2 避難行動の分類	
3 段階的に発表される防災気象情報と対応する行動	
4 警戒レベル4相当の発表から災害発生危険までの目安の時間（リードタイム）	
5 気象情報の発令の流れ	
6 避難空間移動の推移（イメージ）	
06 これまでの取組み	25
1 これまでの取組み	
2 学区の課題の抽出と取組事項の検討	
3 地区で取組んでいくために、概ね5年で目指す目標	
07 目標達成のための実践と今後の取組み	28
1 実践目標	
2 今後の取組み	
08 助け合いの仕組みづくり	29
1 助け合いの仕組みづくり	
2 助け合いの仕組みづくりとは	
3 災害時に支援を必要とする方	
4 災害ごとの避難行動・対応の違い	
5 要配慮者のリスク	
6 個人情報に注意	
7 助け合いの仕組みづくり手順書	
8 支援に係る自主防災活動タイムライン（例）（再掲）	
9 顔の見える関係づくり	

09	参考資料	46
1	自主防災組織の活動	
2	台風の知識	
3	避難の知識	
4	南区周辺の河川水位等観測所	
5	リアルタイム防災情報サイト	
6	わが家のマイタイムライン作成例	
7	100 均で揃う防災用品	
8	飲料水の確保の方法	
9	わが家でできる風水害対策	

01 はじめに

[01 - 1 計画の目的]

わが国では、都市化の進展による自然の保水力の低下、気候変動による降雨量の増加により、最近 10 年間をみると、全国市町村の約 98% で土砂・水害の被害が発生しています。(※「市町村のための水害対応の手引き (内閣府)」)

また、時間 50 mm を超える降雨はこの半世紀の間に約 1.5 倍に増加し、今や 100 年に 1 度の降雨が毎年のように全国各地で発生しています。(※全国の 1 時間降水量 50 mm 以上の年間発生回数 (気象庁))

星崎学区では、平成 29 年 (2017) に名古屋市で初めて「地区防災計画 (地震編)」を作成し、様々な防災対策を進めてきましたが、策定から 8 年が経過し、近年の災害の激甚化、高齢化の進展など社会情勢の変化などにより新たな課題も生じてきました。

そうしたことを踏まえ、新たに「地区防災計画 (風水害編)」を作成し、改めて、地震、風水害に対する住民一人ひとりの意識を高め、地域が一体となって本気の防災を進めていきます。

[01 - 2 基本方針]

私たちの地区は、南に天白川を配し、笠寺台地の南西に広がる低平地に位置し、これまで伊勢湾台風 (昭和 34 年) や東海豪雨 (平成 12 年) など、多くの風水害被害に遭ってきました。

こうした被害から幾度となく立ち直り、発展を重ねながら現在のまちをつくり、守り続けてこられたのは、ひとえに地域ぐるみの協力体制があったからです。

この星崎学区は、姻戚関係が多く学区住民が皆知り合いという風潮がありました。

現在では、この人間関係の結びつきがやや弱くなってきているとはいえ、他の地域に比べれば人と人の結びつきはまだまだ強いのが星崎の特徴だと思います。

私たちのまちを守り続け、次の時代に確実につなげるためにもう一度、過去の災害を教訓として『星崎から一人の犠牲者も出さない』決意を明らかにし、地区の皆が“ともに学び、ともに考え、そして明るく楽しく前向きに、ともに支え合うことができる地域まちづくり”を進めていきます。

本計画では、この目標を達成するために、組の単位や向こう三軒両隣が顔の見える関係づくりに力を入れ、日頃の挨拶 (あいさつ) から始め、誰もが気軽に集まる環境を築くことで、災害時の要配慮者の見守り、安否確認、避難行動支援も確実に実行できるよう街じゅうを活動の場として位置づけていきます。

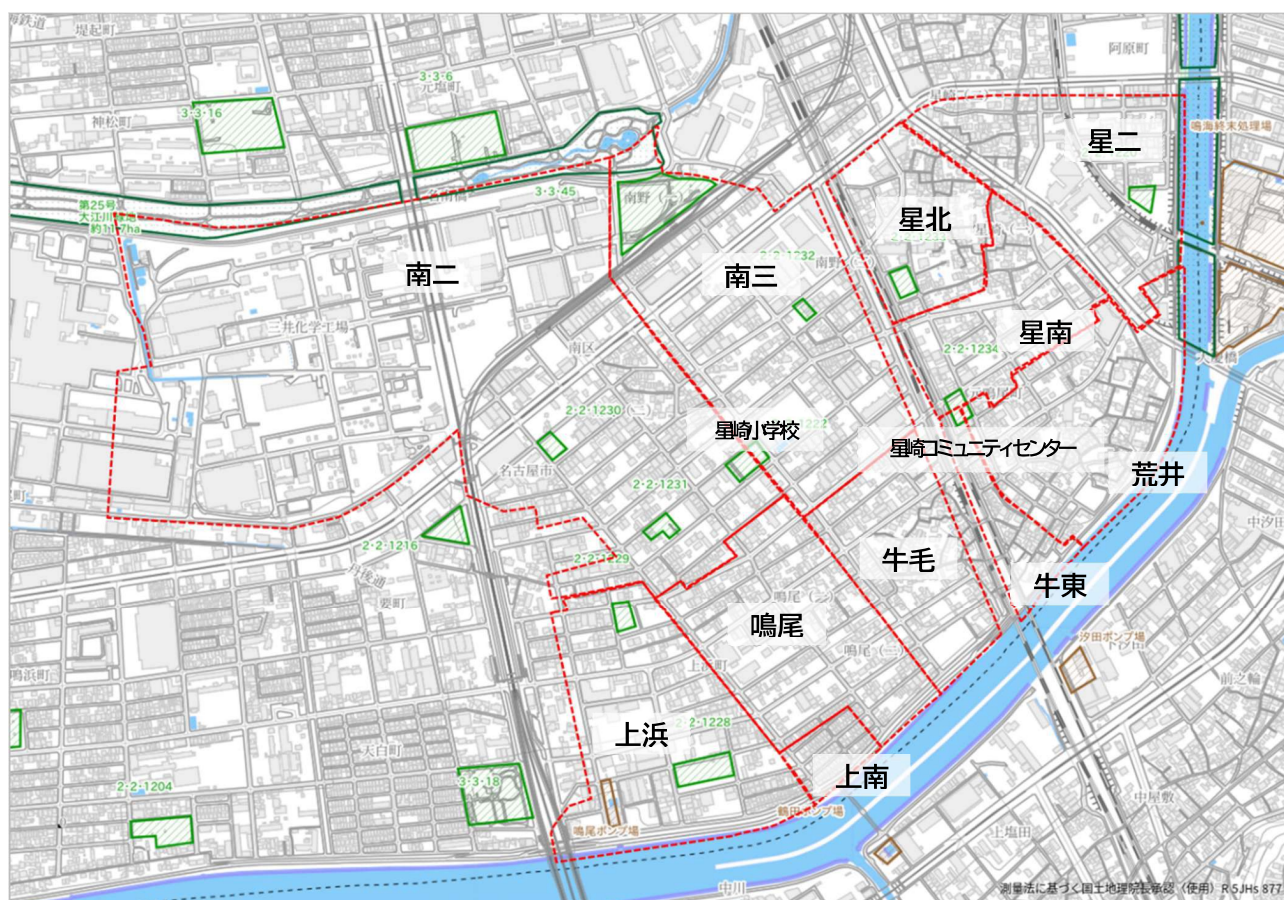
星崎では、運動会や各種行事を通じて住民どうしのコミュニケーションづくりを進めてきました。また、町内ごとに集まって災害時にどう生き延びていくかの議論 (災害図上訓練) を行っていますが、このような取り組みも『防災』を切り口とすることで、事業所、小中学生、ボランティア、福祉関係者など地域のあらゆる主体が、共通の課題として認識し、それぞれが役割を果たす「地域協働体意識」が芽生えてきています。

計画の策定に当たっては、こうした取り組みもぜひ盛り込んでいきたいと思っています。

こうして地域の皆で考え、つくり上げた計画であることで地域の誇りとなり、地区の防災力を高め、最適な地域コミュニティを育み、地域のことは地域で解決できる強くて、優しい星崎地域まちづくりとなると確信しています。

[01 - 3 対象範囲]

星崎学区の全域及びその周辺を対象範囲とします。



02 地区の特性

[02 - 1 地区の成立ち]

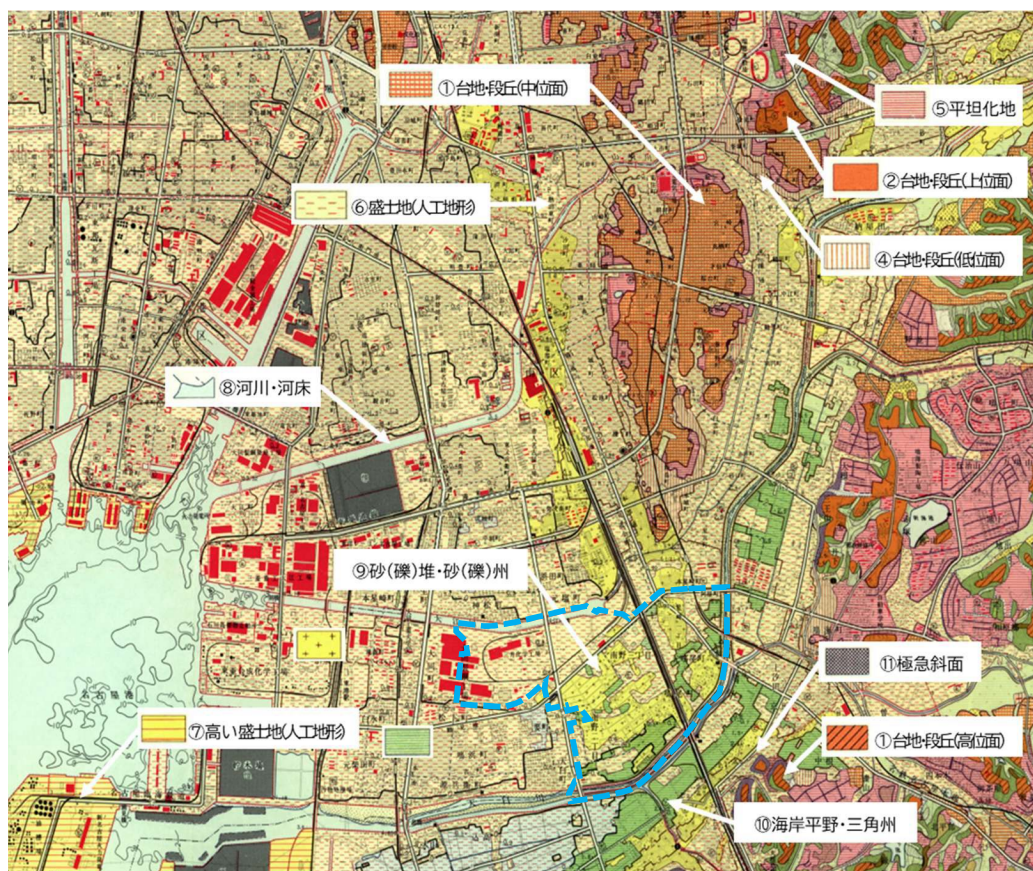
南区の土地は、今から約6万年前の温暖期には熱田海であったといわれています。そのときに海底に堆積物が沈殿し、約4万年前の氷期（寒冷期）の海面低下によって台地が陸化したのが笠寺台地で、その台地も天白川、山崎川の浸食により、現在は、南北3.3km東西1.5km標高10m前後の楔形（くさびがた）をしています。

台地には、約1万年前（旧石器時代）に人が住み始めましたが、縄文時代から弥生時代にかけて、台地の周りは海に囲まれ孤島となっていました。その状況は、ちょうど伊勢湾台風（昭和34年）時の最高浸水域と同じ海水面であったといわれています。

星崎の地名は、平安時代の記録にあり、「古（いにし）へ 天津みかほし 此地の崎に影向く 此故 星崎と號（よ）ぶ」と、台地の突端で星がよく見えたこと。また、星崎は安土桃山時代頃から塩田が盛んで、昼夜関係ない作業の中、流れ星などを目にする機会が多かったと考えられています。

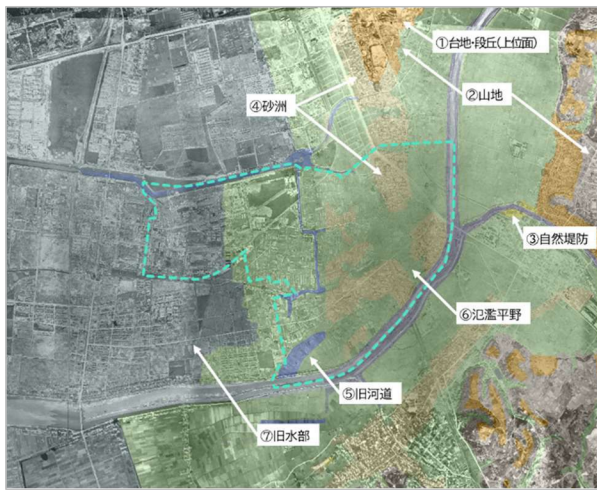
注 星崎には、寛永9年（1632年）に隕石が落下し、喚續（よびつぎ）神社に寄進され、御神体とされています（「南野隕石」と命名）

江戸時代になると、新田の開発が盛んになり江戸末期の頃まで新田として現在の学区が形成されていきました。当時の新田開発は干拓が主で、星崎の辺りは砂と礫で構成された標高1.0m～2.0mの低湿地で、笠寺台地や天白川の南の大大提高に比べ水害には脆弱な状態となっています。

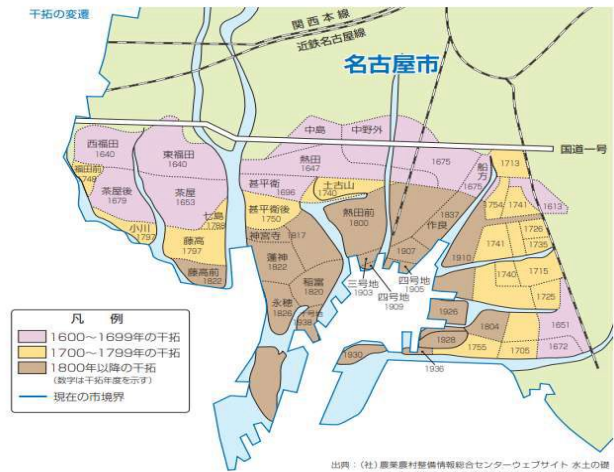


土地条件図（国土地理院 昭和41年版）

次の図からも分かるように、江戸時代以降昭和の時代まで学区の大部分は水田として使用されていることが分かります。



航空写真(昭和45年)に地形分類図を重ね合わせた図

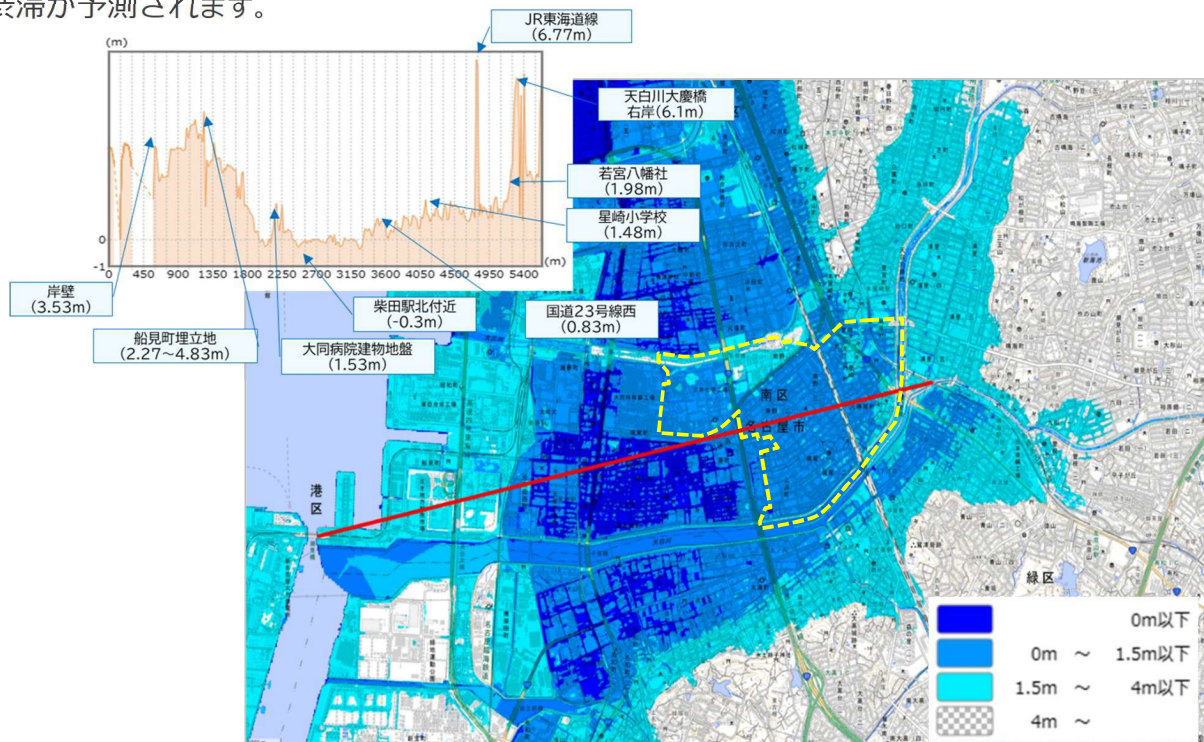


干拓等の変遷 (地区防災カルテ)

[02 - 2 自然特性と災害履歴]

学区の大部分は、海拔(標高) 1.0m前後の地形で、学区の南西部(上浜)は0.5m前後と低く、東部に行くほどゆっくりと高くなり 1.5m前後のところがあります。

また、学区の東部を北西から南東にかけて国道1号線、西部の国道23号線に挟まれるように立地し、北部には名古屋都市高速道路3号線と交通量の多い幹線道路が通過し災害時には激しい渋滞が予測されます。



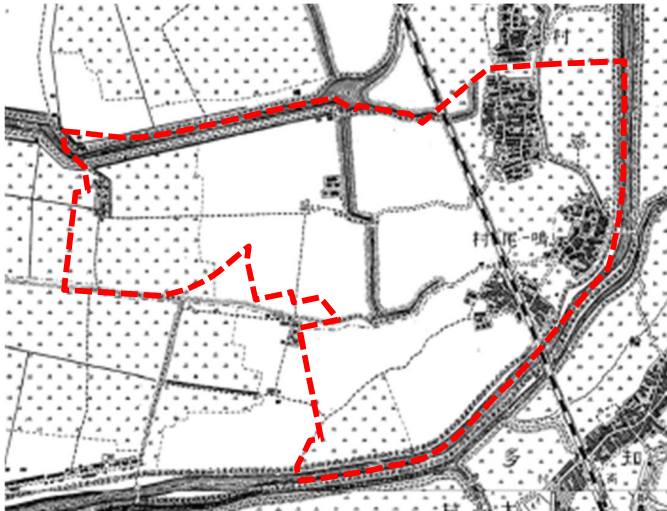
標高図(デジタル標高図)・断面図(岸壁~大慶橋付近)

(参考) 名古屋港の潮位 (TP: 標高)

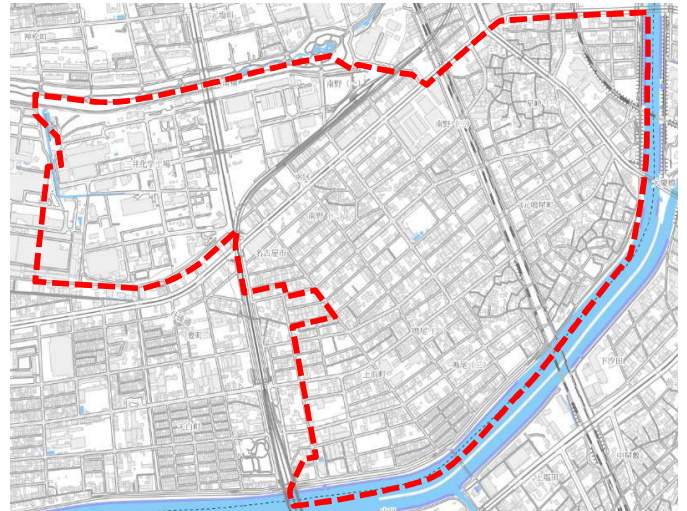
平均水面	0.01m
朔望平均満潮位	1.20m
伊勢湾台風最高潮位	3.90m

海拔 0m地帯とは、朔望平均満潮位(大潮の平均潮位: 名古屋港の場合 TP1.20m))よりも低い地域のことをいう。
名古屋港基準面(NP0 m)からは2.61m高い。
伊勢湾台風時最高潮位は、TP3.90mでした。

また、学区の南部には天白川と扇川が沿うように流下し、北部には大江川と河川にも囲まれており、河川氾濫に加え、津波や高潮の遡上リスクにも注意を要する地形です



地形図(国土地理院 明治24年版)



都市計画総括図(愛知県 令和3年度版)

上図のように、明治までは東部の一部に住家が集まる農村地帯で、住家は天白川の堆積砂（砂州）で周囲より小高いところに密集しています。また、水田に引水するための水路が張り巡らせていることが分かります。

戦後の高度成長期（昭和30年～）の南部工業地帯の拡大とともに、水田の維持が難しくなり、多くの市営住宅やその周辺の宅地化が進んでいきました。

〈災害履歴〉

年月日	災害	主な被害等の状況
1891年10月28日 (明治24年)	濃尾地震	M8.0 死者7,273人(181人) 全壊家屋142,177戸(1,914戸)
1944年12月7日 (昭和19年)	昭和東南海地震	M7.9 死者1,230人(121人) 全壊家屋26,130戸(863戸)
1945年1月13日 (昭和20年)	三河地震	M6.8 死者2,306人(8人) 全壊家屋7,221戸(72戸)
1959年9月26日 (昭和34年)	伊勢湾台風	最大瞬間風速 45.7m/s(名古屋地方気象台) 上陸時の中心気圧 929.5hPa(潮岬付近) 最大潮位 NP+5.31m(名古屋港) 死者・行方不明 5,098人(1,851人) 全壊家屋35,125戸(6,166戸)
2000年9月11日 (平成12年)	東海豪雨	死者10人(4人) 全壊家屋31棟(4棟) 床上浸水22,894棟(9,818棟) 最大1時間降水量 97.0mm/h(名古屋地方気象台) 最大日雨量 428.0mm/h(名古屋地方気象台) 最大24時間降水量 534.5mm/h(名古屋地方気象台)

注 内閣府資料などをもとに作成。主な被害等の状況欄の()の数値は、名古屋市内の数値



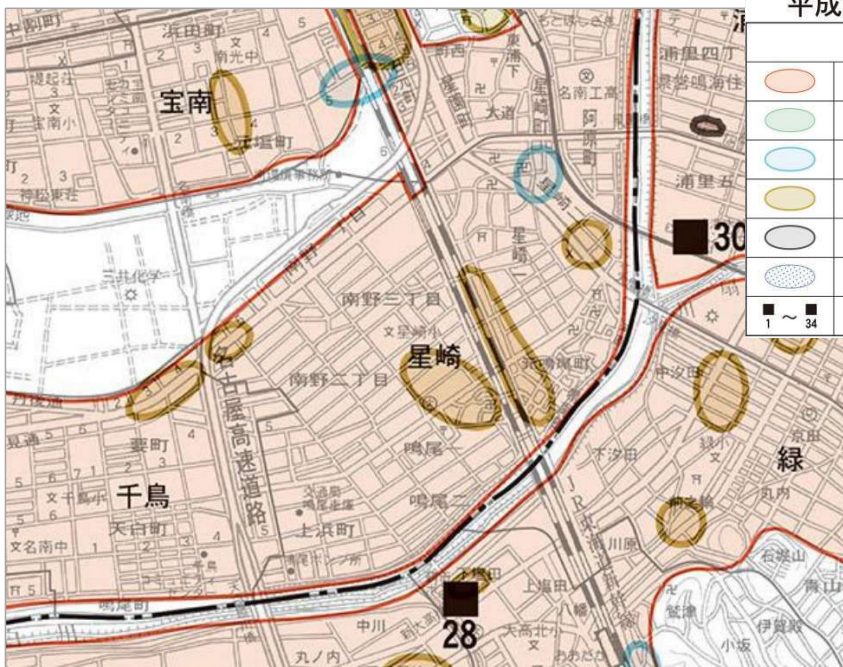
伊勢湾台風の状態（南区白水町付近）



（南区道徳通付近）

伊勢湾台風災害誌（名古屋市）

〈浸水実績図（星崎学区）〉



浸水実績図（名古屋市）

平成12年東海豪雨以降の主な浸水被害

凡	例
○	平成12年9月11日～12日 東海豪雨 浸水区域
●	平成16年9月5日 集中豪雨 浸水区域
■	平成20年8月28日～29日 平成20年8月末豪雨 浸水区域
■	平成21年10月8日 台風18号 浸水区域
■	平成23年9月20日 台風15号及び秋雨前線豪雨 浸水区域
■	平成25年9月4日 集中豪雨 浸水区域
■	雨量観測所（観測データ：別紙）

〈過去の雨量観測データ（名古屋市）〉

単位：mm

区	観測所	平成12年9月11日～12日 東海豪雨		平成20年8月28日～29日 平成20年8月末豪雨		平成21年10月8日 台風18号	
		60分最大雨量	総雨量	60分最大雨量	総雨量	60分最大雨量	日雨量
南区	南土木事務所	99.5	513.0	70.5	203.0	76.5	106.5
	柴田水処理センター	92.5	477.5	47.0	183.5	35.0	55.0
緑区	下塩田	101.5	590.0	53.5	173.5	84.5	110.0
最大値		105.5 (緑土木事務所)	647.0 (緑土木事務所)	113.0 (北土木事務所)	269.5 (中土木事務所)	98.5 (鳴海水処理センター)	126.5 (鳴海水処理センター)

注 名古屋市総合排水計画（令和元年）では、市が管理する治水施設整備の目標として、2019年度からおおむね30年間にわたり、①63mm/時間降雨に対して浸水被害をおおむね解消 ②100mm/h降雨に対して床上浸水をおおむね解消するとしています。

[02 - 3 伊勢湾台風災害誌]

南区の災害履歴を鑑みると、昭和 34 年（1959）の伊勢湾台風を忘れることはできません。当時、死者、行方不明者合わせて 5,098 人の犠牲者をもたらした未曾有の高潮被害は、日本の災害史上最悪の風水害となりました。

この伊勢湾台風から令和 6 年（2024）で 65 年が経過し、貴重な経験と教訓を次世代に確実につないでいくために、伊勢湾台風当時、その場に居合わせた人たちがとった行動を伺い、明らかになった命を守る行動を残すべき教訓として、その記録を残す取組み（エスノグラフィー）を作成することとしました。

星崎学区 伊勢湾台風 災害教訓伝承記 (星崎エスノグラフィー)

～星崎学区から一人の犠牲者も出さないために～



市道鳴尾線（右下に見えるバス停は「鳴尾町」）
久野氏ご提供『鳴尾第一部落の懐かしき風景』から



星崎学区連絡協議会 Facebook（動画）

【エスノグラフィーとは】

もとは文化人類学の分野での研究手法の一つで、異国、異文化の生活様式やその根底にある価値観を理解するために、現地で生活をともにしながら調査する手法です。

今回は、伊勢湾台風当時、その場に居合わせた人たちがとった行動を伺い、その方々がとった行動から将来に残すべき教訓や知恵を明らかにしました。

[02 - 4 災害特性とリスク]

星崎のまちは、常に河川や海から水の影響を受けながら形成されてきた歴史があり、低地でかつ水はけの良くない地域です。

こうした星崎学区は、恵まれた自然環境の下で、歴史ある、豊かで、比較的開かれたまちである一方で、河川洪水、高潮、津波のほか、軟弱な地盤での液状化、揺れの増幅など様々な災害リスクが潜在している地域です。

〈アンケート調査〉

こうしたことを踏まえ、令和 5 年に学区住民を対象に、防災意識調査（アンケート）を実施しました。

調査期間 令和 5 年 8 月 12 日～9 月 8 日

調査方法 学区の町内会加入の 1,676 世帯に対し、調査票を配布回収

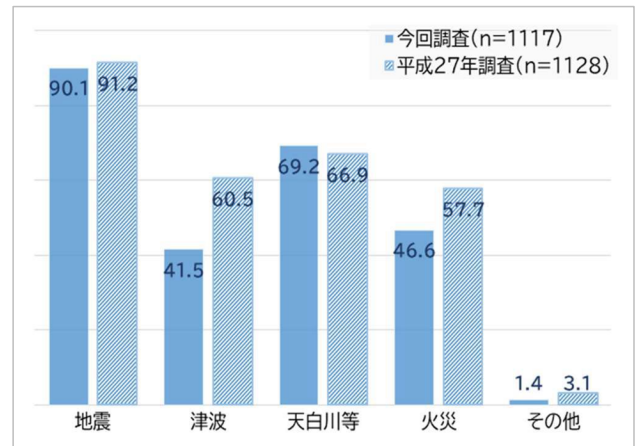
回収率 66.7%

心配に思う災害を尋ねたところ地震の次に天白川等の河川洪水をあげた人が 7 割近くと高いことが分かりました。

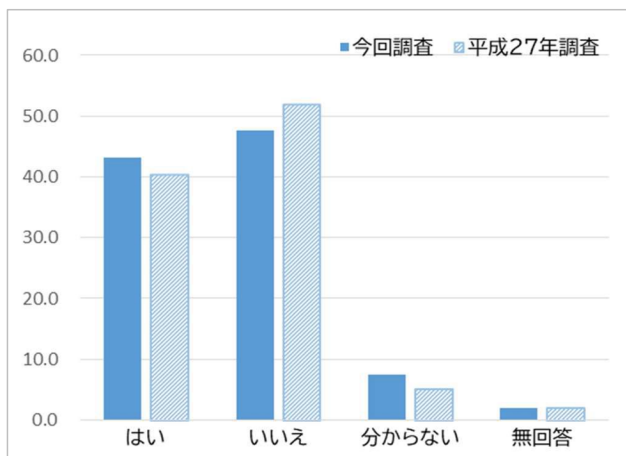
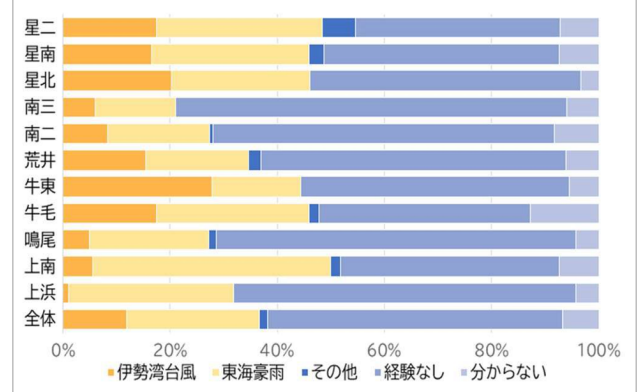
過去に発生した主な水害の経験数については、全体で半数以上（55.0%）が「経験がない」と回答しています。

学区の人口の約 8%（約 500 人）が、毎年転出しており、災害から 10 年経過するとほとんどが入れ替わる計算になることを考えると、過去の教訓をいかに引き継いでいくことが重要であるということがいえます。

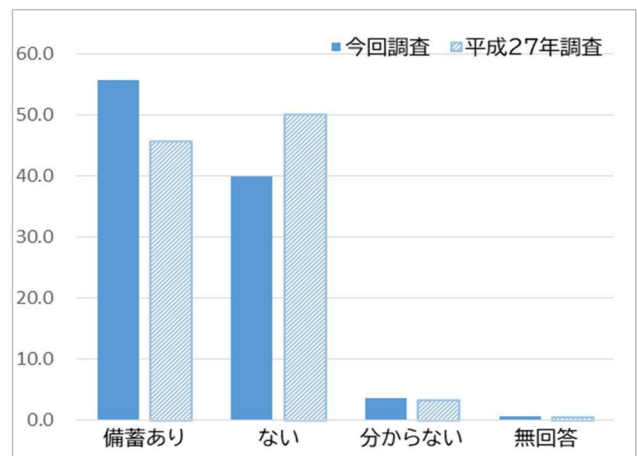
心配に思う災害(前回調査との比較)



町内会別の水害経験(複数回答)



家族の安否、避難先の確認はできていますか



備蓄物資、非常持出品の準備はできていますか

〈能登半島地震を題材とした災害時に発生する課題〉

令和6年1月1日に発生した能登半島地震において起こった出来事を学び、災害時にどのようなリスク（起こってはならない事態）があり、どういった対策（地域で行う備え）をとるべきかをワークショップ形式で、皆さんで考え発表したものを、テキストマイニング手法を使い取りまとめました。

【テキストマイニングとは】

会議やワークショップなどで自由な形式で発言、記述された文章を言語処理技術により、単語や文節に分別して、その出現頻度や相関関係から特徴的な傾向を探し出す手法のことです

[起こってはいけない事態]

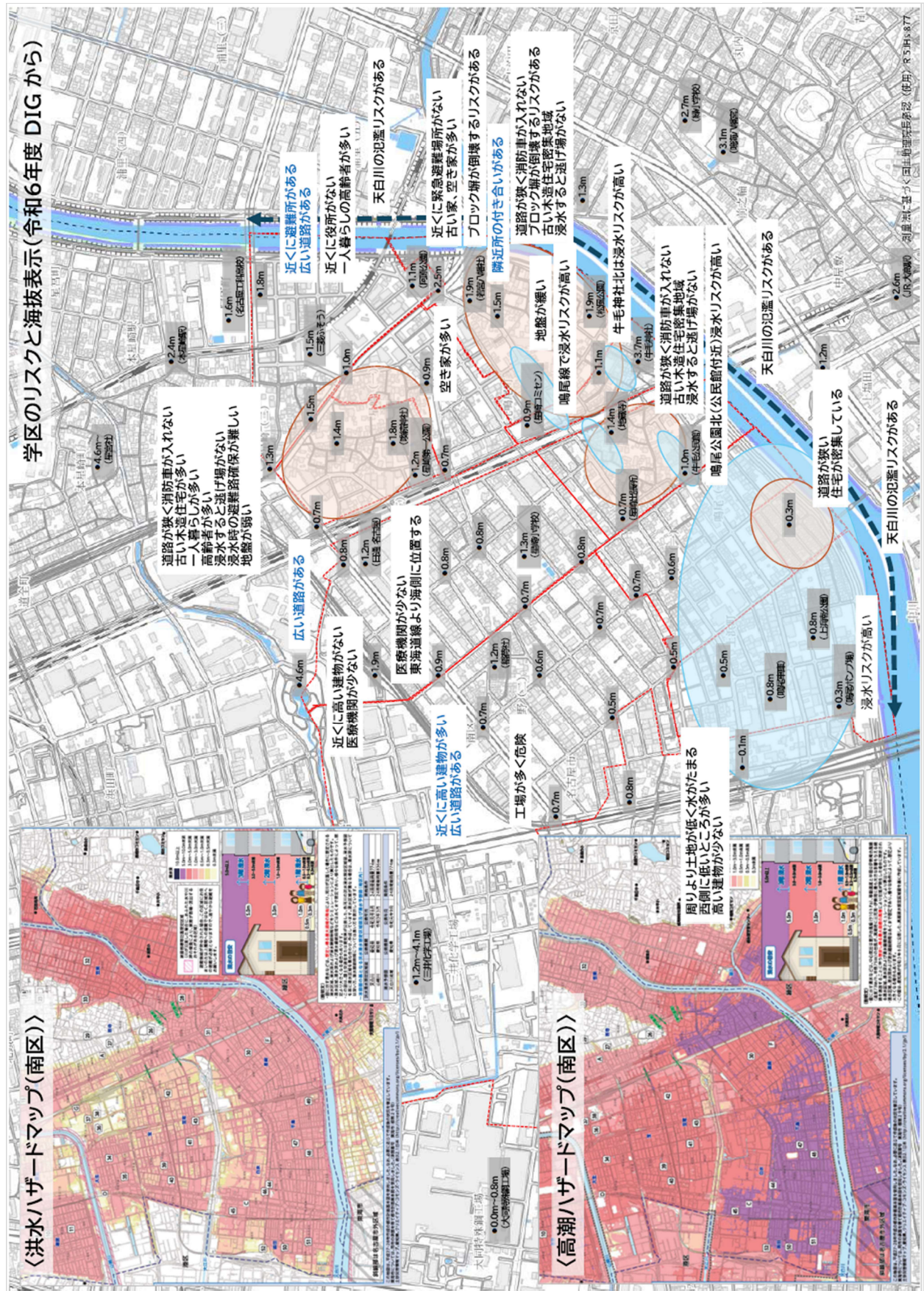


〔地域で行う備え（対策）〕



ユーザーローカルAIテキストマイニングによる分析 (<https://textmining.userlocal.jp/>)

地区の災害リスク（自主防災会による令和6年度 DIG 実施結果から）

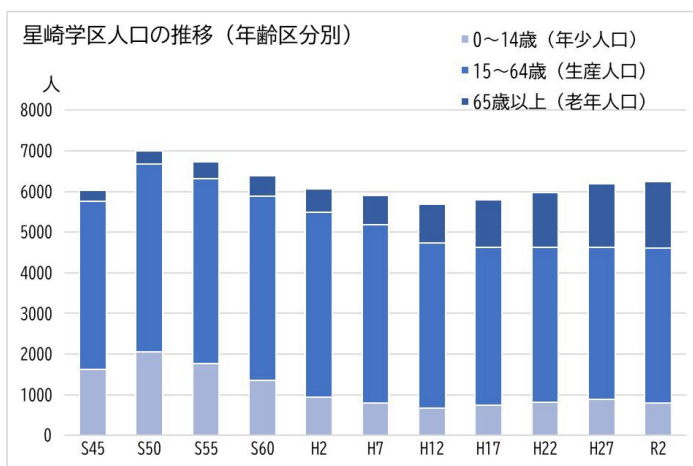


[02 - 5 社会特性]

区 分	星崎学区	南区	名古屋市
面積 (km ²)	1.993 km ²	18.46 km ²	326.46 km ²
世帯数 (世帯)	2,658 世帯	63,261 世帯	1,162,340 世帯
人口 (人)	5,997 人	149,975 人	2,322,143 人
人口密度 (人/ha)	30.1	70.9	71.1
公園等面積率 (%)	5.66	5.13	7.97
住宅用地率 (%)	18.80	32.06	31.66
工業用地率 (%)	31.17	10.87	4.39

令和6年学区別生活環境調査(面積、世帯数、人口は、令和6年4月1日現在)

〈年代別人口の推移 国勢調査から〉

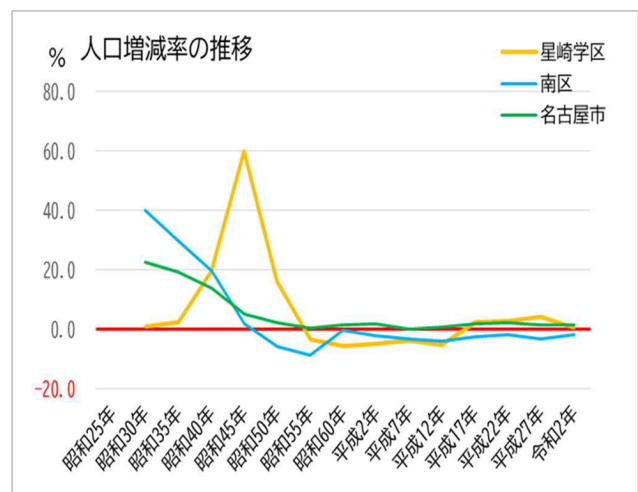
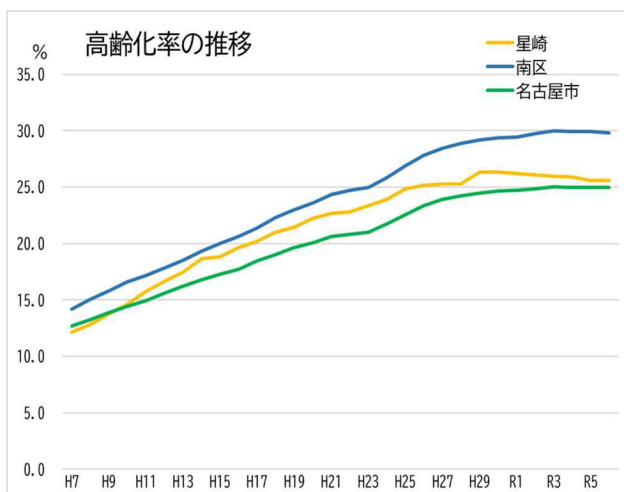


星崎学区の人口は、南区 18 学区のうち 14 番目、人口密度では 18 番目です。また、住宅用地は低く、この地域の特性が、広大な工業地帯と住宅地が混在したまちであることがうかがえます。

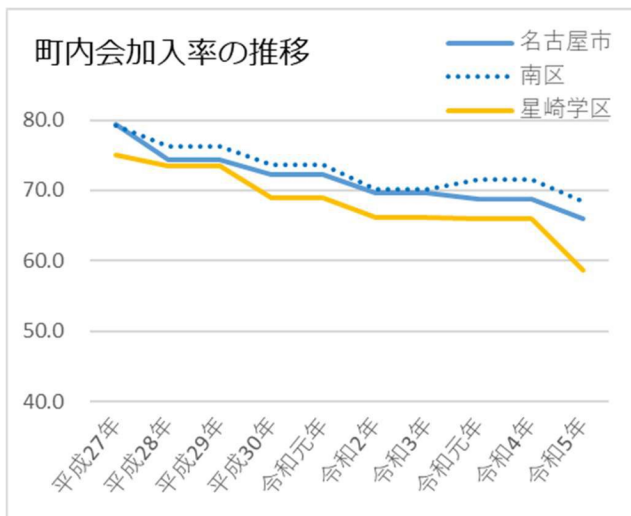
人口の推移については、星崎学区が笠寺学区から分離独立（昭和 42 年度）した以降、昭和 50 年から平成 12 年までは減少し、その後は、令和 2 年にかけて増加しています。南区全体では昭和 55 年以降現在まで減少が続いていることと比べて異なった傾向をとっています。

年代別にみると、年少人口（0～14 歳）が減少する傾向にある一方、老年人口（65 歳以上）は、一貫して増加しています。しかし、その傾向も、平成 17 年以降の宅地化の進展による人口の増加がみられ、高齢化率はわずかながら低下傾向にあり、名古屋市全体や南区の傾向とは異なった傾向となっています。

〈高齢化率の推移〉



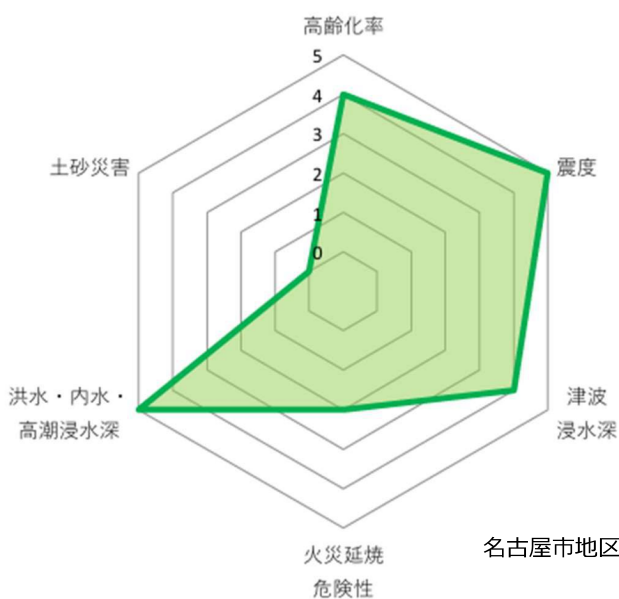
〈町内会推計加入率の推移〉



町内会加入率（推計）は、ここ10年ほどで、約16%減少しており、市、区全体の傾向と比べ、より大きく減少している。

災害時には、日頃からの隣近隣の顔の見える関係づくりが重要な点であることを考えると、今後、こういった取組みを進めていくことが良いのかを考えていくことが大切といえます。

〈星崎学区のリスク（レーダーチャート）（令和7年3月31日）〉



名古屋市地区防災カルテから

〈学区にある地名の由来（参考）〉

地名の由来となったものは、全国にたくさんありますが、いずれも諸説あり、確実に特定することは難しいです。日本の地名の多くは、土地の形状、特産物、植物のほか、藩の名や神社、城といった建物、住んでいた人の職業など、様々なことに由来しています。

それぞれの土地で、いくつもの説があることが多く、その土地の状況、歴史や過去の災害などと合わせて調べていく必要があります。

また、星崎学区は6ページの図（明治24年地形図）のとおり、明治時代までほとんどが水田のため、由来となるように地名は多くありませんが、東部を中心として成り立ちを感じさせる地名があります。

町名等	由来など
荒井（あらい）	諸説あるが、天白川と扇川を掘り分けるときに、新しい井（川の水を汲み取る場所）を設けたことから付けられたといわれる また、この地は、2つ河川の合流地点でもあり、堤防損壊、氾濫が発生して「あらわれる」ということも考えられる 奈良時代に住んでいた人の名前という説もある
阿原（あはら）	「阿原」は「あしき原、葦原（あしはら）など」が短縮したと考えられる 古くには、天白川がこの辺りで蛇行し、氾濫すると本地、南野、荒井、牛毛が大きな被害を受けたことから堤防（阿原堤）が築かれ、約2.4～2.7mほど嵩上げされた
牛毛（うしけ）	海潮池（うみしおいけ）の訳、それが転化して「うしけ」となった また「うし」は「憂し」地（不安定な土地）の意味でよく使われる 天白川の堤防上に「牛毛神社」があるが、この地は、幾度となく大災害と改修を繰り返し、その都度、神社も遷座し現在の位置に定着したのは、天明（1781年）頃といわれている
上浜（かみはま）	「上（かみ）」は、「噛む」につづじ、削られてなくなる、という意味で使われていた江戸時代に津波で堤防が決壊したという記録がある
鳴尾（なるお）	古くから「なるをの浜」と呼ばれていた 「成る」は平らに成る、「お（を）」は端、先端の意味で、河口付近に堆積し形成された扇状地を「鳴尾」と呼んでいたとされる また、「尾」は山裾の伸びたところによく使われることから、緑区の鳴海あたり丘陵から西に伸びた裾に位置することから「鳴尾」となったとも考えられる 名古屋弁で「なるい」は「緩やか、まろやか」の意味で使われており、傾斜が緩いという意味からついた地名の可能性もある
星崎（ほしざき）	星崎の地名は、平安時代の記録に「古へ 天津みかほし 此地の崎に影向く 此故星崎とよぶ」とあり、笠寺台地の先端にあり、星がよく見えたことやこの辺りは塩田が盛んで、昼夜関係ない作業の中で、流れ星などを目にする機会が多かったとも考えられる ちょうど、星宮社辺りで、星の影が水に映る岬であったことから呼ばれたという説もある 星崎の地名は、港区の大江破碎場辺りにも同町名として存在している

参考 日本地名に漢字二文字が多いのは、奈良時代（和銅6年（713））に「諸国郡郷の名を好字に改める（諸国郡郷名著好字令）」が発出されたことで、漢字二字、良い意味の地名に改名されたことによるとされる

03 防災活動の体制

[03-1 活動体制]

はじめに

防災活動には、平常時の備えと災害時の活動があり、そのときのフェーズ（段階）に応じて、各個人、地域の活動組織、行政など様々な主体がお互いに連携し、それぞれの役割を確実に実施していくことが重要です。

そのためには、活動を行う全ての人が日頃から「顔の見える関係」をつくっていることがとても重要です。

星崎学区でも、それぞれの主体が互いに理解し、協力し合う体制づくりを主眼に置いて取り組んでいきます。

[03-2 フェーズ（段階）ごとの活動内容]

平常時	発災直前	初動期（～24 時間）	災害時（～72 時間）	復旧・復興期
- 活動体制の整備 - 連絡体制の整備 - 地域特性の把握 - 避難場所の確認 - 防災マップの作成 - 要配慮者把握・支援（助け合いの仕組みづくり） - 防災訓練 - 安否確認方法の徹底 - 食料等の備蓄 - 関係団体との交流 - 防災人材育成 - 防災知識の普及	- 気象情報の確認 - 情報収集伝達 - 連絡体制の確認 - 自主防災会立上げ - 状況把握(巡回) - 要配慮者支援 - 避難行動判断 - 率先避難	- 身の安全の確保 - 負傷者の保護 - 安否確認 - 住民間の助け合い（一時集合場所集合） - 対応組織の構築（災害救助地区本部） - 被害状況確認報告 - 避難所施設安全確認 - 避難所開設 - 区本部との連絡 - 避難指導 - 要配慮者支援	- 自主防災活動 - 被害状況確認報告 - 避難所運営 - 避難所環境改善 - 在宅避難者把握 - 要配慮者支援 - 情報発信 - ボランティアの受入	- 被災者支援 - 地域コミュニティの維持 - 復旧まちづくり

その他 消防団、各種地域団体、地域協力支援事業所、ボランティアなどとの連携

[03-3 災害時の活動体制（イメージ）]



地域の防災リーダー初動シート（名古屋市）から

〈自主防災会の活動～風水害の場合〉

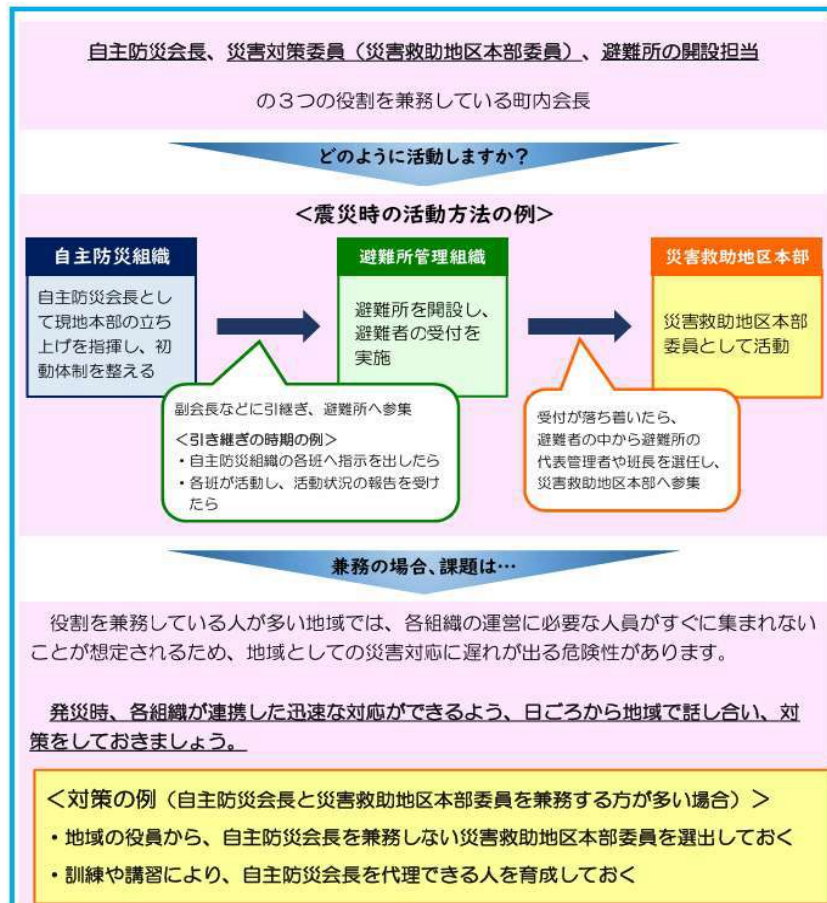
- ◆ 現地本部は、あらかじめ定めた公園、空地（ただし、荒天の場合は屋内（公民館等）も検討する）に設置
- ◆ 現地本部における活動時間は、次のいずれかに該当する最も早い時間までとし、任務途中であっても直ちに安全な場所に避難します。
 - 1) 避難指示が発令されたとき
 - 2) 天白川が危険水位に到達したとき
 - 3) 暴風警報発表から5時間を経過したとき
 - 4) 伊勢湾・三河湾に高潮警報発表から5時間を経過したとき
- ◆ 自主防災会長は、現地本部を立ち上げ、初動体制を整えたのち副会長などに引継ぎ、災害救助地区本部（星崎小学校）に参集します。

〈災害救助地区本部の活動～風水害の場合〉

- ◆ 各現地本部からの情報（被害、避難の状況など）を取りまとめ、区本部に報告し、引き続き被害状況（人的、家屋被害）を把握します。
- ◆ 避難所の開設を行ったら、避難者の中から避難所運営組織を立ち上げます。
- ◆ 被害の情報（床上、床下浸水、避難者数）は、区本部による災害救助法の適用の判断要素となることから、精細さより迅速さが求められます。

【避難所の開設時期】

- ◆ 市内で震度5強以上の地震が発生したとき
- ◆ 避難情報が発令された場合、災害が発生し、あるいは発生するおそれがあるとき
- ◆ 避難者が発生したとき
- ◆ その他地区本部長が要請したとき



地域の防災リーダー初動シート
（名古屋市）から

[03-4 タイムライン型避難行動計画]

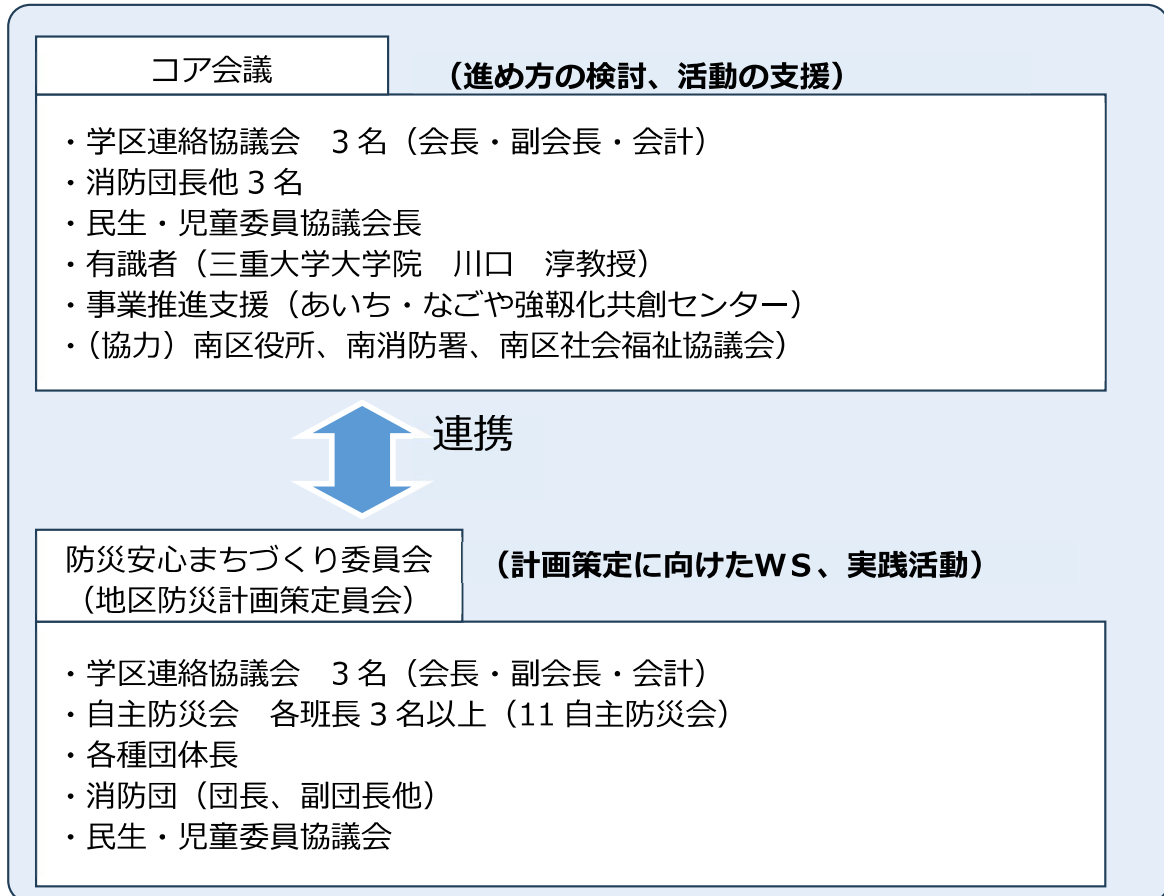
台風接近時の自主防活動タイムライン(要配慮対応編)(例)

月 日	時 間	事象・気象警報等 【台風第21号】	台風の勢力				情報・指示・行動			ゼロアワー までの時間	自主防災会で行うこと (青字は、要配慮者対応)
			風速 (m/秒)	最大瞬間 風速 (m/秒)	気圧 (hPa)	強さ	国・県等	名古屋市	星崎学区 (任務指示・状況)		
9月20日(金)	3:00	台風発生(マリアナ諸島付近)	18	20	1002	—	【台風第21号の想定】 ・猛烈で、超大型の台風 ・中心付近の最低気圧 900hPa(予想) ・最大風速 80m/s ・暴風圏(風速25m/s以上) 半径500km 強風圏(風速15m/s以上) 半径800km				テレビ等で今後の進路等を確認
	6:00	台風情報(第1号) 発達しながら米週末にかけて本 州に接近									
9月23日(月)	9:00	台風情報(第4号) 週末にかけて大荒れになるおそれ	35	40	970	強い					
9月24日(火)	9:00	5日先の警報の可能性 (気象庁HP)					【過去最強クラスの台風に発達】 ・紀伊半島を中心に上陸のおそれ ・道路の東側に当たる地域では最大 級の警戒を呼びかけ			72	・週末にかけて、「支援計画」を 発動する可能性があることを 情報発信する
9月25日(水)	9:00	台風情報(第6号) 猛烈な台風に発達、週末は最重 警戒	60	60	920	猛烈な					・週末にかけて、「支援計画」発動の可能性について、自主防災会のメン バーに共有する ・支援者間の非常時連絡手段を確認する
	12:54	台風情報(第7号) さらに発達、伊勢湾台風を上回るおそ れ	80	80	900	猛烈な	記者会見(気象庁)			42	・気象庁HP又はテレビのdボタンで、9月27日頃に暴風警報発表の可能 性を確認し、「大」ならその時期を示し、要支援者に対し、「避難の準備が 必要」の旨を連絡する
9月26日(木)										24	・暴風警報発表から2時間後に支援活動を開始する旨を自主防災会メン バー(支援者)に周知し、体制の確保、役割を確認する ・自主防災会の組織編成(情報伝達・避難誘導)を確認する ・要支援者ごとの「個別支援計画」で手順を確認する
										12	・要配慮者に連絡し、「今のうちに家族などに『台風が接近するから、暴風 警報発表で地域の人とともに避難所に避難する』ことを連絡するよう」促 す
9月27日(金)	0:01	台風情報(第8号) 紀伊半島に上陸のおそれ、表進地方は 金土曜日にかけて猛烈な風と雨に加 え、高潮に最重警戒	70	80	900	猛烈な				8	
	2:15	愛知県大雨・洪水・暴風警報					災害対策本部設置		2:15 全町内会長に連絡	6	・暴風警報が発表されたので『2時間後をめどに、自宅に支援のために何 う』ことを連絡する ・家族の安全確保(安否確認) ・避難経路、避難先の状況把握
	2:45	台風情報(第9号) 発達を上げ本州に上陸するおそれ 表進地方は最大級の最重警戒	70	80	900		災害対策本部設置	南区全域 高齢者等避難発令 (暴風)【レベル3】	2:45 星崎小学校に 災害救助地区本部設置の(招 集)指示	5	・現地本部(原則公民館内又は適当な建物内)を設置、自主防災会を組織 (情報班、支援班、避難誘導班)を編成し、支援の方法と連絡体制を確認す る ・高齢者避難情報について町内会に広報する
要配慮者の安全確保時間(避難完了時間) ※ゼロアワー											要配慮者の安全確保(避難完了)時間 ※ゼロアワー
	3:30	3:30 伊良湖で、最大風速36.5m/sを観測							3:30 全自主防災会に助け合い 登録者への避難支援の指示	4	・優先順位の高い要支援者から順に支援を開始する ・必要に応じ、応援班を編成しておく
	3:48	天白川氾濫注意水位 強大な台風に加え、河川氾濫の危険も 高まっています 伊勢湾台風の思い出し、近隣のみなさ んと協力して早めの避難、早めの命を 守る行動をとってください!!						星崎学区 高齢者等避難発令 (洪水)【レベル3】			・自主防災会会長は、支援の状況を把握し、災害救助地区本部設置のため、 星崎小学校に向かう
	7:00	台風情報(第12号) 伊勢湾に上陸のおそれ、暴風警報の可能性 伊勢湾の沿岸・河川に最重警戒の可能性	70	80	910	猛烈な	緊急記者会見 (気象庁)(第2回)			0	・要配慮者を避難所(又は2階以上)に誘導 (非常持出、施設、電気ブレーカ断、家族への連絡など)
要配慮者の安全確保時間(避難完了時間) ※ゼロアワー											要配慮者の安全確保(避難完了)時間 ※ゼロアワー
	7:15						市長緊急会見				
	7:43	天白川氾濫危険水位 8:10 セントレア(中部国際空港)で、最大風速36.5m/sを観測						星崎学区全域に 避難指示【レベル 4】	避難指示の連絡 町内会への周知依頼		・自分の安全確保のため「支援活動」を止め、安全な場所に移動する ・避難指示が発令された旨を大声を出しながら、率先避難する
	9:00	愛知県暴風特別警報 陸上で最大40~50m/sの暴風					総務大臣 緊急会見		学区内で道路冠水が発生		・冠水状況により水平避難を断念、垂直避難に変更判断をする
	9:40	伊勢湾台風を大きく上回る高潮、 暴風に対し最大限に警戒 予定の変更、早めの避難を呼びかけ							避難者が多数小学校に避難		・避難所運営に協力する
	11:00	愛知県大雨特別警報					災害救助法適用				
	11:30								区内全域で停電		
	12:00	愛知県顕著な大雨に関する気象情報 愛知県・発達地方に線状降水帯発生									
	12:00	台風情報(第18号) 夜から前日朝にかけて名古屋港で5mの高潮	70	80	910	猛烈な	非常災害 対策本部設置		学区内で暴風による倒壊家屋 発生		
	16:00	愛知県顕著な大雨に関する気象情報 愛知県三河地方に線状降水帯発生							学区内で多数の床上浸水発生		
	18:20	記録的短時間大雨情報 (名古屋市港区で1時間95.0mm)									
	20:00	愛知県高潮特別警報						南区全域に 避難指示【レベル 4】			
	23:30	記録的短時間大雨情報 (名古屋市南区で1時間102.5mm)									
9月28日(土)	0:00	天白川氾濫発生情報 (氾濫場所は不明)						南区全域に 緊急安全確保発令 【レベル5】			
	9:00	台風が瀬戸付近に上陸 過去最大級で上陸	80	90	910	猛烈な					
	11:25	記録的短時間大雨情報 (名古屋市港区で1時間98.0mm)									
	12:00	台風が名古屋に最接近									
9月29日(日)	9:00	台風情報(第18号)	60	65	930	非常に 強い					

上記の「赤枠」は、当該時間内に要配慮者の安全確保
を完了させる目安の時間帯です。

04 平常時の活動

[04 - 1 平常時の活動体制]



[04 - 2 住民への普及啓発]

1. 各世帯に対して、星崎学区の災害ハザードマップと各世帯で行うべき行動指針(わが家のマイ・タイムライン)の手引きを作成し、配付します。
2. 星崎学区連絡協議会のSNS(Facebook)を活用して、時宜に応じた防災情報を発信、啓発します。



星崎学区連絡協議会
(Facebook)



<https://facebook.com/hoshizakigakku>

3. 防災に関する各種取り組みを通じて、防災意識の普及啓発を進めます。

DIG (災害図上訓練)	町内会を単位に地域の地図を見ながら、グループごとに災害発生時の状況に対し、被害やその対応策について、参加者全員で話し合い、その内容を発表、共有することで様々な意見や考え方を参考に、防災行動についてより深く考えるトレーニング
地域密着型訓練	町内会を単位に災害発生時の対応（現地本部設置、安否確認、救出救護など）を実地に訓練することで、自分達の地域に即した行動要領を身に付けるトレーニング
防災フェスティバル	防災について、競技形式を取り入れて体験することで、楽しく学ぶとともに、参加者相互の交流（顔の見える関係づくり）を促し、地域の連帯感を高める取り組み
防災講習会	防災知識、防災情報、避難などの知識を身に付け、日頃の備えや災害時の行動要領を座学形式で学ぶことで自助力を高める取り組み
エスノグラフィー （災害教訓伝承記）	実際の災害の体験者から、当時の判断や行動を伺い、将来に残すべき知恵や教訓を明らかにし、啓発する取り組み 星崎学区では、「伊勢湾台風」について調査した
防災まち歩き	地区内を歩いて回り、土地の形状のほか、災害のリスク、防災に役立つ施設、設備などを実地に確認し、参加者で共有することで災害時に安全に行動できることを目指す
学区防災訓練	災害時の応急対策、避難行動等を実際に体験することで、いざというときに備えるトレーニング

取組状況



05 避難行動

[05 - 1 避難行動]

1. 避難する際の住民の基本的な事項

近年、激甚化する災害に対しては、堤防・砂防施設など既存の防災施設などのハード対策や行政による防災体制の整備等のソフト対策には限界があることを認識し、住民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが重要です。そのために留意すべき事項を示します。

『避難情報に関するガイドライン（内閣府・令和4年9月更新）』を参考に作成

- ① 日常生活において自らが居る場所（自宅・会社・施設等）の災害リスクを把握し、災害種別ごとに立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのかについて、あらかじめ確認することで、災害時にとるべき行動を判断すること。
- ② 予定する避難経路が安全であるかを確認し、河川の氾濫や道路冠水により足元が浸水で見えにくくなり、道路の側溝や蓋が外れたマンホール等に落下する可能性があることから、平時において、安全な避難経路を検討する必要がある。
- ③ 避難行動については、家族や地域等と共有し、災害時には可能な範囲で声を掛け合って避難すること。
- ④ 夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うことから、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合は、明るいうちから避難すること、また、暴風が予想される場合は、昼夜を問わず暴風が吹き始める前に避難を完了させること。
- ⑤ 災害は、想定を上回ることも考慮して、自宅が避難の対象地区外にあっても、危険だと感じれば、自主的かつ速やかに避難行動をとること。
- ⑥ 自動車による避難は、移動中に洪水等に見舞われることや渋滞の発生が起こることを考慮しておくこと。また、やむを得ず車中泊をする場合は浸水等の災害リスクを避けるほか、エコノミークラス症候群等にも注意すること。
- ⑦ 行政からの避難情報や防災気象情報のほか水位情報等のリアルタイム情報等を自ら確認し、適時的確に避難すること。

2. 避難行動の目的

「避難」とは難を逃れることで、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」です。

日頃から、「災害ごとに、自宅等の周りで命を脅かすリスク（災害）の確認」「どのような避難行動（避難先、避難経路・手段、家族等との連絡手段等）をとるのか」「どのタイミングで避難行動をとるのか」について、家族、近所で話し合っておくとともに、実際に歩いてみるのが大切です。

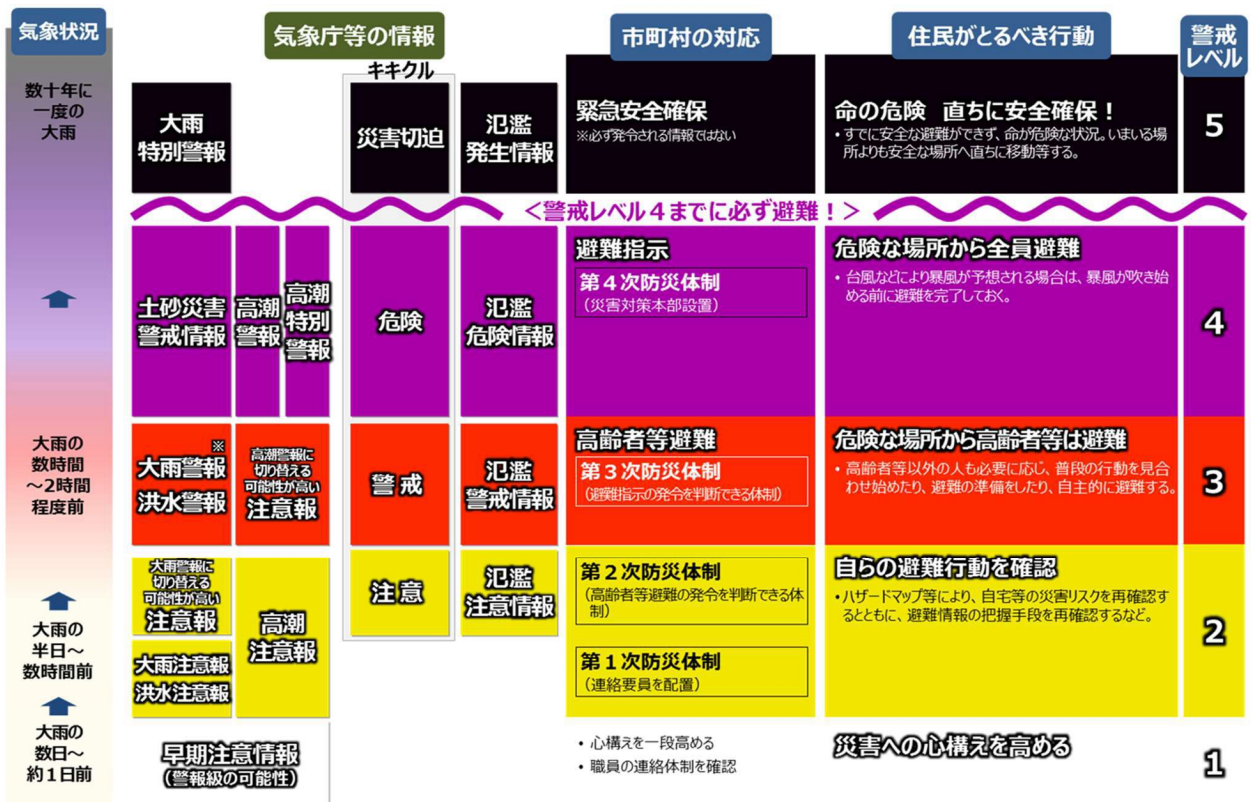
「避難情報に関するガイドライン（内閣府 令和4年9月更新）」から

～「家族みんなで、マイ・タイムライン（参考資料 09-9）」を作ってみよう！

[05 - 2 避難行動の分類]

分 類	内 容	警戒レベル	避難先(例)
立退き避難	自宅、施設等においては命が脅かすおそれがある場合に、その場を離れ災害リスクのある区域等の外側など安全な場所に移動すること	警戒レベル3 (高齢者等避難) 警戒レベル4 (避難指示)	指定緊急避難場所 安全な親戚、知人宅、 ホテル等
屋内安全確保 (垂直避難)	自宅、施設等の浸水想定等によっては、上階への移動や高層階に留まることにより、身の安全を確保することが可能な場合にとる行動 ※電気、水道等が使用できなくなるおそれがある	警戒レベル3 (高齢者等避難) 警戒レベル4 (避難指示)	自宅、施設等
緊急安全確保	災害が発生又は切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難ができない場合に（立退き避難を止め）、命の危険から身を守るため、少しでも安全な場所に移動すること ※あくまでも、最終的な次善の行動である	警戒レベル5 (緊急安全確保)	自宅、施設等で少しでも浸水しにくい、又は がけから離れた部屋、 近くの堅牢な建物等

[05 - 3 段階的に発表される防災気象情報と対応する行動]



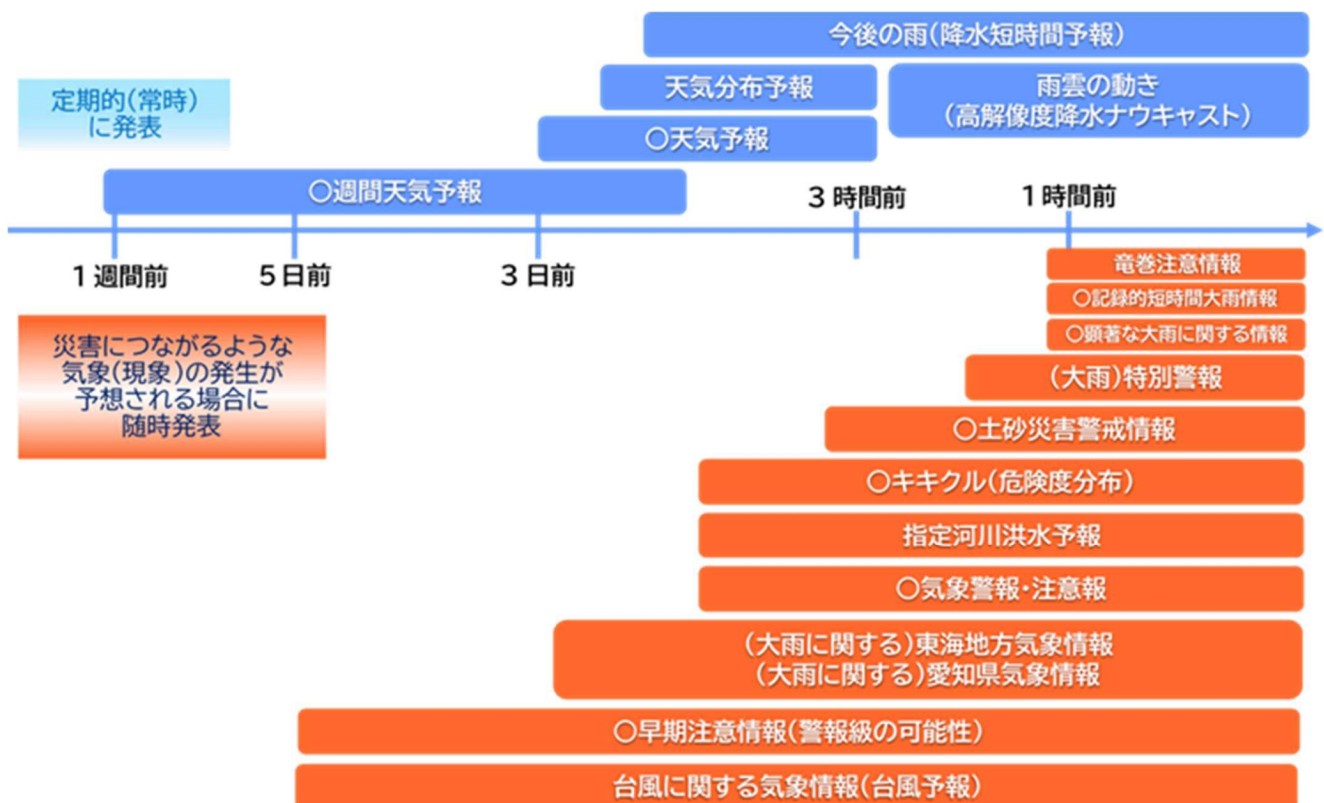
[05 - 4 警戒レベル4相当の発表から災害発生危険までの目安の時間（リードタイム）]

「リードタイム」とは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保することが、安全な避難につながります。

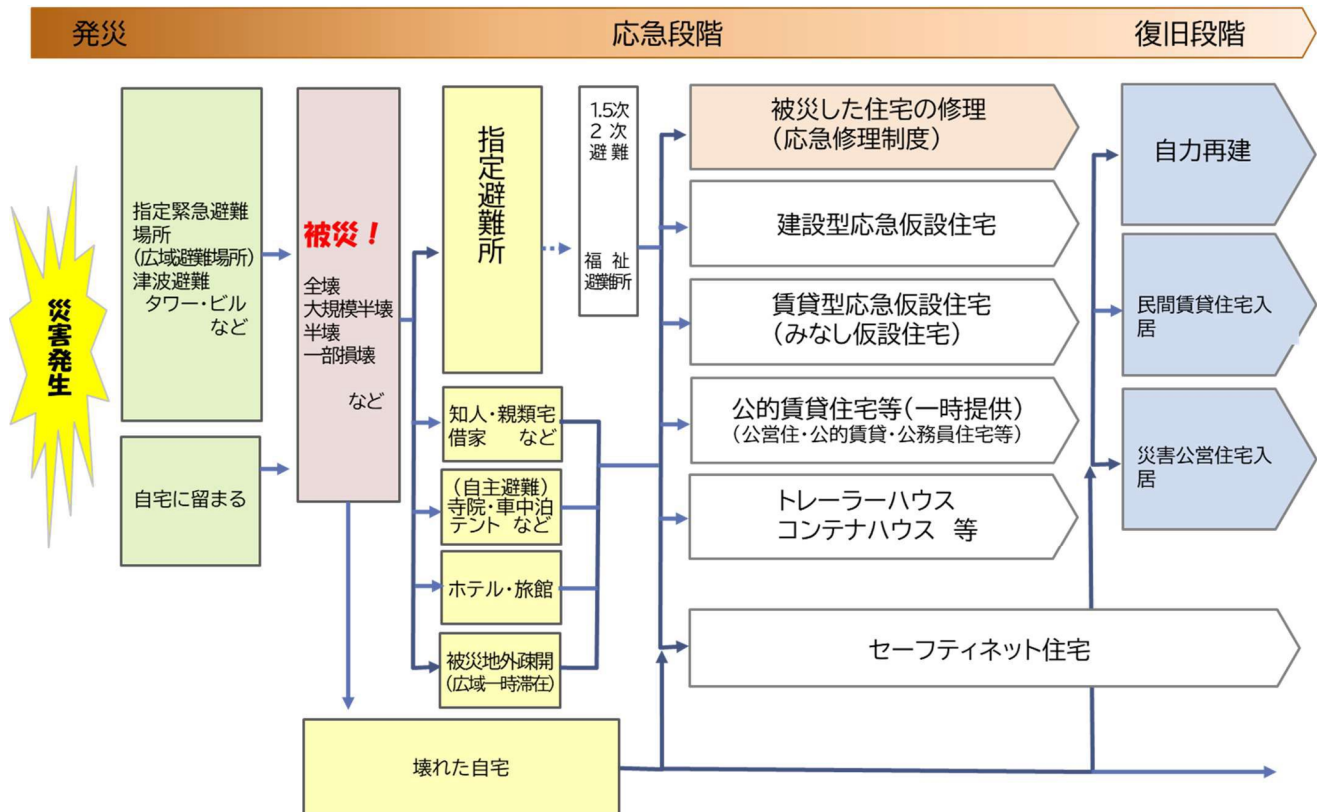
気象庁のホームページの「キキクル」による「赤色（警戒レベル3）」から「紫色（警戒レベル4）」の表示が出現するまでの時間を表しています。

大雨警報（浸水害）	・ 表面雨量指数を基準として発表され、 1 時間先 に基準指数に到達すると予測される場合
大雨警報（土砂災害） （土砂災害警戒情報）	・ 1 時間雨量と土壌雨量指数の実況値で、 2 時間先 に基準指数に到達すると予測される場合
洪水警報 （洪水予報河川：天白川）	・ 流域雨量指数を基準として発表され、 3 時間先 に警報基準指数に到達すると予測される場合
洪水警報 （上記以外の河川）	・ 流域雨量指数の実況値又は 3 時間先 までの予測値で発表され、いずれかの数値が基準値に達する場合
暴風警報	・ 暴風警報の発表後 3～6 時間後 に暴風のおそれがある場合
高潮警報	・ 暴風が吹き始めて立退きが困難になることも考慮し、暴風が吹き始める 3～6 時間前 又は潮位が警戒基準に達すると予想される 3～6 時間前
記録的短時間大雨情報	・ すでに降ったとき又は解析したときに 1 時間雨量（約 100 mm 以上）として発表される

[05 - 5 気象情報の発令の流れ]



[05 - 6 避難空間移動の推移 (イメージ)]



〈指定緊急避難場所〉

命を守るために、災害の危険からまずは逃れるための場所（高いところ、がけや海岸から離れた場所など）です。

避難所とは異なり、食料や毛布などの物資の備蓄はありません。

〈指定避難所〉

災害のおそれがなくなるか、少なくなったが、自宅が被災したり、ライフラインの途絶などで、帰宅できない場合に一定期間（避難）生活をおくるための施設である。

指定避難所の備蓄等の状況

避難所	学区人口（人）	収容人員（人）	飲料水（ℓ）	毛布（枚）
星崎小学校	5,991	157	756	500
星崎学区公民館		26	156	100
星崎コミセン		44	156	100

避難所	災害用トイレ				その他の 防災用資器材
	下水直結 (基)	くみ取り (基)	簡易パック (個分)	簡易洋式便座 (個)	
星崎小学校	1	2	3,600	17	地下式給水栓 間仕切り 発電機 投光器等
星崎学区公民館	1	2	1,200	—	
星崎コミセン	1	2	1,200	—	

注1 数値は、令和7年4月1日現在

2 収容人員は、3.5㎡/人で積算しています。(収容人員総数は、学区人口の3.8%相当)

06 これまでの取組み

[06 - 1 これまでの取組み]

近年、全国で多発する風水害被害に鑑み、当地区でも伊勢湾台風被害や天白川氾濫のリスクに対し、『一人の犠牲者も出さない』ために、星崎学区でも風水害対策の強化を図るため、令和5年度から風水害に備えた地区防災計画の策定を進めてきました。

これまで次の取組みを実施してきました。

時 期	項 目	主な取組等	成果等
令和5年度			
6月17日	知識	勉強会（地区の歴史・風水害対策）	
8～9月	意識調査	住民アンケート調査	アンケート結果
8月	教訓調査	伊勢湾台風教訓調査（ISノグラフィ）	記録誌、映像(DVD)作成
8月19日	DIG	まちの状況・防災資源、災害リスクの共有、風水害時の行動	
10月21日	WS	避難行動等タイムラインの作成	
12月3日	訓練、講話	学区防災訓練、避難時の留意事項	
12月16日	WS	避難に関する現況と課題	
令和6年度			
4月27日	トークセッション	能登半島地震消防隊活動報告会	
5月25日	講習等	地区防災計画の経過確認 防災意識尺度、防災力チェック	
6～11月	DIG	能登半島地震を題材とした課題の抽出	テキストマイニング
7月6日	情報発信	SNSの活用した情報発信	Facebook 構築
7月27日	知識	地区防災計画事例と作成のポイント	
9月28日	WS	台風接近時の地区の行動要領の作成	
10月20日	フェスティバル	防災を楽しく学んで身につけるイベント（競技型）	
11月16日	WS	地区の防災の目標設定と対策の検討 （地区防災計画の骨格づくり）	WS 結果
12月1日	訓練	学区防災訓練、避難所の実態調査	
1月25日	講習・WS	地区防災計画の骨格確認、対策検討	
3月29日	WS	災害時要配慮者の支援策の検討 （助け合いの仕組みづくり）	
令和7年度			
5月24日	WS	助け合いの仕組みづくり取組手法の検討	
6月21日	知識	地区防災カルテ、自主防災活動の確認	
7月11日	意見交換会	町内会と民生・児童委員意見交換会	
7月26日	WS	タイムラインを活用した助け合いの仕組みづくり活動要領の検討	活動タイムライン（風水害編）
9月27日	WS	学区防災まちづくり基本方針の検討	
10月27日	フェスティバル	防災を楽しく学んで身につけるイベント（体験型）	
12月7日	訓練	学区防災訓練（安否確認、要配慮者声掛け）	
1月24日	WS	要配慮者支援活動の検証、地区防災計画（案）	
3月28日		地区防災計画（風水害編）策定	地区防災計画（風水害編）

[06 - 2 学区の課題の抽出と取組事項の検討]

これまでの議論を踏まえ、地区の防災力強化のために「やるべきこと」を抽出し、地区として取り組んでいく事項を設定しました。

No.	みなさんの意見	取組む事項・内容
1	◆ 組単位での訓練が必要 ◆ 自主防災会の活動マニュアル（代理順位）の作成 ◆ 災害時の行動要領の周知徹底 ◆ 防災訓練の参加者・回数を増やす ◆ 日頃から町内で勉強会を実施する ◆ 町内で人と関わる機会をつくる ◆ 町内会と消防団との連携強化 ◆ 誰もが防災グッズを備えておく ◆ 町内で備えておくべき防災資機材・用品の配置	地域密着型訓練の充実 ◆ DIG、座学、実地訓練などのメニューの充実 ◆ 誰もが参加したくなる内容 ◆ 自主防災活動マニュアルの作成
2	◆ 要配慮者の把握・安否確認の実施 ◆ 要配慮者名簿の作成 ◆ 高齢者世帯への情報伝達方法の検討 ◆ 要配慮者の防災力向上 ◆ 町内で人と関わる機会を作る（1の再掲） ◆ 要配慮者の避難場所（先）の確保と周知	助け合いの仕組みづくりの推進 ◆ 時系列マニュアルの作成 ◆ DIGの実施 ◆ 民生委員との連携強化 ◆ 個別支援計画の作成
3	◆ 町内会で勉強会（1の再掲） ◆ 防災（災害）情報の適切な入手 ◆ 住民の防災力（自助力）の向上（5の再掲） ◆ 誰もが防災グッズ（用品）を備える（1の再掲） ◆ 防災訓練の参加者を増やす（1の再掲） ◆ 町内会加入者が少ない ◆ 学区の取組みを全住民に周知する必要がある	普及啓発の充実 （知識の向上、情報発信力の強化） ◆ 回覧板、掲示場（増設）の活用 ◆ SNSの活用 ◆ 防災フェスティバル ◆ 町内会加入メリット紹介
4	◆ 防災訓練の充実 ◆ 防災訓練実施時には達成の目標をはっきりさせる ◆ 訓練実施回数の増加（1の再掲） ◆ 要配慮者に対する実地訓練の強化	学区防災訓練の充実 ◆ テーマ（目標）の設定
5	◆ 全ての住民による避難場所の把握が必要 ◆ 誰にも分かる災害時の行動要領の作成 ◆ 住民の防災力（自助力）の向上（3の再掲） ◆ 災害時の行動シミュレーションの実施	マイ・タイムライン作成の徹底 ◆ 避難（所）場所の確認
6	◆ 避難経路の把握（危険箇所） ◆ 避難経路を示す地図の作成と配布 ◆ 地域が保有する防災資源が分からない ◆ 避難場所の周知	防災まち歩き
7	◆ 学区、町内会による資機材等の配置 ◆ 学区備蓄品（食品）、資機材（蓄電池）の充実 ◆ 備蓄倉庫、備蓄品の定期的な確認、見直し ◆ 個人の備蓄の促進と地域での保管を考える	避難所等運営マニュアルの作成等
8	◆ 地域協力支援事業所の把握、話合い ◆ 住民以外（商業施設等）の周知共有	地域協力支援事業所との連携強化

[06 - 3 地区で取組んでいくために、概ね5年で目指す目標]

目標(狙い)(提案) ～みなさんの意見です	目標設定の内容、理由(必要性)など ～みなさんの意見です	具体的にどんな取り組みがありますか？ ～皆さんの意見です(提案)
- 一人ひとりが高い防災意識を持っていること - 個人個人が意識を持っておくことが一番重要 - 防災意識の向上(2) - 防災に関する正しい知識の習得、向上 - 町内会単位という細かい単位で防災意識を高める - 近所、周りの人と自助体制を構築する (隣近所が一緒に学び、一人ひとりが正しい知識を身に付け、防災力を高める)	- まずは、個人の意識を高めること - できていないことを一つずつ確実ににつがしていく - 初級、中級など段階的にアッパしていくような取組みができるとよい - 災害に対応できる知識の普及、町内会単位で防災力を高める - 防災訓練で技術を高める - 災害時に生き延びるために、どんなことをしていくのかを考えておく	- 町内会単位での勉強会・DIGの実施(段階別にレベルアップ) - 町内勉強会の対象者の拡大⇒フェスティバル、訓練に取入れる - 防災訓練の充実(内容・回数・町内単位) - 学区の『備蓄品確認の日』を設定し実行する(回覧)(SNS) 中学生と一緒に勉強会 防災フェスティバルの継続実施と内容の充実
- いざというときに安心できる準備(避難経路、防災倉庫) - 町内中が、確実にどこに、どの経路で避難するのが徹底しておく - 避難場所の確認、周知徹底しておく - 避難生活での安心安全の確保 - 各家庭で避難場所と経路を決め、実際に歩いて確認する (避難時の)対応能力がない状況で、どこに避難するかを考えておく - 避難場所は自宅であることを基本に考えておく - 助け合という体制が必要 - 避難所ではできる人々ができることをやって、みんなが避難所で助け合っていくこと (地域みんなが、助け合って安全に避難し、互いが協力して避難生活)	- 避難経路、防災倉庫、防災備品などの備えがあること - 町内で、いつ、どこに、どの経路で避難するのが十分知られていない - 隣同士が付き合いい、お互いの意識を高めていくことが重要 - 避難場所等は地域行事、防災訓練など(を通じて広めていくのがよい) - 日頃の挨拶から、話しやすい関係、分り合える関係づくりができる - 避難所では、団体での行動になることから人間関係、衛生環境(感染症)に備える(避難所のルールの徹底) - 快適でなくても安心できる環境を作っていくことが重要 - 収容能力に限界がある中で、どこを避難所とするか	避難マップの作成(町内の避難場所の地図) 避難所運営マニュアル(学区独自)の作成(ルール、情報収集方法の確立) まち歩きによる避難経路の確認 マイ・タイムラインの作成(どのタイミング、誰と、連絡方法の確認、持出し品など) 自宅避難の備え(水、簡易トイレ、充電器、保温・保冷など) - 避難経路、避難場所等を回覧、掲示板などで徹底(全戸配布) - 避難所運営マニュアルの作成 - 町内で非常食、備蓄品(蓄電池、バッテリー、簡易トイレ)の確保 独自(寺院など)の避難所の確保 - 商業施設との協力(協定)
- 防災台帳の整備 - 地域コミュニティの醸成 - 町内の組織力を高める必要がある - 要配慮者が災害時に必要なことを把握し、その対策を考える - 人と人がつながっていくことで結束(連帯)が高まる - 組織間でも結束できる体制で少しでも快適になるようみんなが取り組む (一人の犠牲者も出さないために、仲間を増やし、地域のつながりが強い地域を構築する)	- 顔の見える関係づくりから始める - 要配慮者の現状(どこに、何が必要か)を組織で収集し、対策を考える - 隣近所や要配慮者も含めた、地域みんなで行う防災訓練 - 災害時に自分がケガをしたりすると近所の人に助けてもらうことになる - 日頃から近所の人とコミュニケーションを図りながら、町内会だけでもお互いの状況を理解する - 取組みを町内のみんなに伝えて(広めて)行くことが重要	- 町内会、隣近所同士であいさつの励行 - 防災台帳の見直し(※) - 町内会加入・未加入に関わらない住民リストの作成 - 安否確認訓練(タオル掛け)の実効性の向上 - 商業施設との協力(協定)(再掲) 中学生と一緒に勉強会(再掲) - 要配慮者の把握と支援の内容(毎年確認)(情報共有) - 学区(町内)全ての人の取組みを知らせ、広げる(掲示板の設置)
- いざというときに具体的な行動力を持っている組織があること - 公民会未加入者を減少させる (地域の防災体制の構築)		- 町内会加入・未加入に関わらない住民リストの作成(再掲) - 学区(町内)全ての人の取組みを知らせ、広げる(掲示板の設置)(再掲)
(情報発信力を高め、活動の普及と迅速な行動につなげる)		SNSによる発信の強化 - 学区の『備蓄品確認の日』を設定し実行する(再掲) - 学区(町内)全ての人の取組みを知らせ、広げる(再掲)

07 目標達成のための実践と今後の取り組み

[07 - 1 実践目標]

「06 これまでの取り組み」を踏まえ、その進捗状況を管理するために、次の項目について達成度を設定し、概ね5年を目途に達成していくこととし、毎年、その達成状況を把握します。

また、進捗の状況に応じた見直しを行うとともに、新たに発生した課題についても適宜追加変更していきます。

No.	項 目	内容（達成度）
1	地域密着型訓練の実施	・ 自主防災会単位で DIG 又は実地訓練を実施（年 1 回） ・ 安否確認訓練の徹底（訓練手順の作成と検証） ・ 要配慮者の参加促進 ・ 組単位での訓練・勉強会の開催
2	助け合いの仕組みづくり	・ 要配慮者との顔の見える関係の構築（100%） ・ 個別避難計画作成率（70%以上） ・ 民生・児童委員との連携の強化
3	普及啓発の充実 ～自分ごとの防災対策の推進	・ 地区の掲示板の活用（防災情報の発信） ・ 掲示板等の増設（町内の取り組み広報の充実） ・ Facebook 登録者数 100 人 ・ 家庭の備蓄の促進
4	学区防災訓練等の充実	・ 防災力強化のための訓練目標の設定 ・ ぼうさいフェスティバルの継続実施
5	マイ・タイムライン作成の徹底	・ わが家のマイ・タイムライン作成率 50%
6	防災まち歩き	・ 地区の防災地図の作成
7	避難所環境の整備	・ 学区の避難所運営マニュアルの作成 ・ 避難所環境の改善のための検討 ・ 充実する備蓄資機材の選定と整備計画の作成
8	地域防災協力支援事業所との連携強化	

[07 - 2 今後の取り組み]

- 水害時の一時集合場所の確保
- 町内会加入者の増加（気軽に集まる場づくり）
- 次世代を担う人材育成（まちの活動リーダーの養成）
- 地区の事前復興計画作成に向けた課題の整理と検討
- 地区防災計画（地震編）の見直し
- 隣接学区との協力連携
- 児童・生徒への防災教育の充実
- 高齢者の地域活動の充実

08 助け合いの仕組みづくり

[08 - 1 助け合いの仕組みづくり]

はじめに

災害発生時は多くの人がケガをしたり、家を失くしたりして大きな被害を受けます。そうした苦難から少しでも早く立ち直るためには、日頃から「お互いに助け合う」「お互いさま」という共助の意識を持つことが大切です。

災害が発生したとき『誰が助ける側になり、誰が助けられる』のかは、起こってみないと分からないことから、災害発生時には、お互いに助け合う気持ちを持ち、いざというとき互いが連携できるよう日頃から「顔の見える関係」をつくることがとても重要です。

その考えで、取組みを行うのが「助け合いの仕組みづくり」です。

[08 - 2 助け合いの仕組みづくりとは]

災害時は、高齢者や障害のある方、妊産婦、外国人など、自分の力だけで避難することが難しい、又はできない人たちに対しては、周りの人が、手を差し伸べられる仕組みづくりが必要です。

星崎学区では、こうした災害時要配慮者の中でも特に優先的に配慮が必要な方を対象として、『助け合いの仕組み』として、手上げ方式により町内会長に申請書及び同意書を提出してもらい、町内ごとに個別支援計画を作成し、支援者を定めて災害時に安否確認、避難の介添えをする取組みを始めました。

この取組みが進むことで、日頃から顔の見える関係ができ、日常生活の困りごとなどの情報共有にもつながり「助け合い（支えあい）の仕組みづくり」につながることが期待できます。

また、今後、行政から提供される「避難行動要支援者名簿」による取組みの進展にも寄与することが期待でき、真の「一人の犠牲者も出さないまち」に近づいていくと考えます。



[08 - 3 災害時に支援を必要とする方]

災害時に特に配慮を必要とする方を「要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号）」といい、要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする方を「避難行動要支援者（災害対策基本法第49条の10）」と呼んでいます。

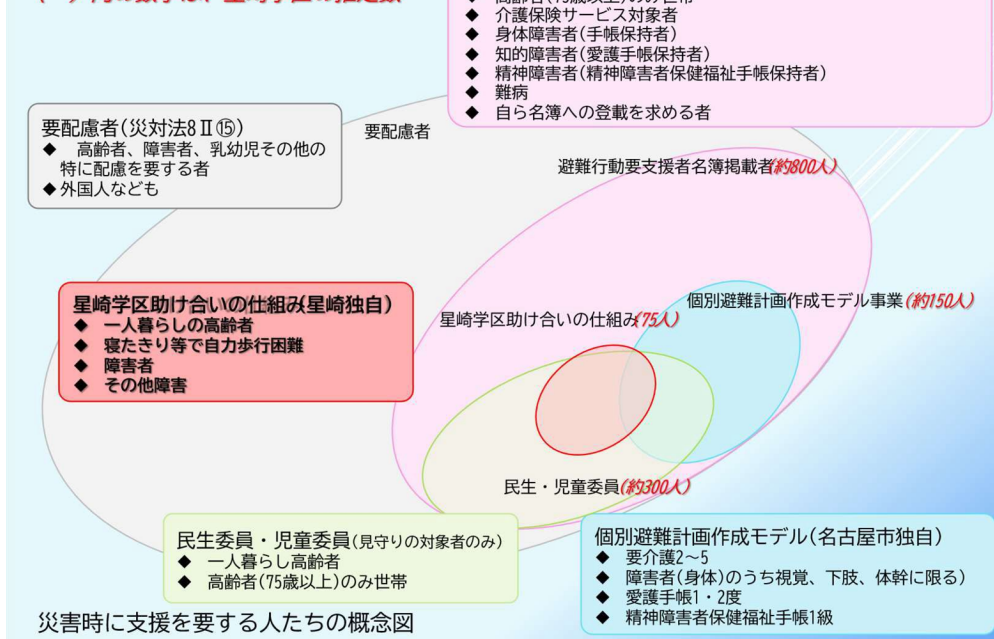
具体的には、①避難情報などの取得能力 ②避難の必要性や避難方法などの判断能力 ③避難行動をとるうえで必要な身体能力 の3つの能力の有無によって判断されます。

星崎学区では、要配慮者の中から自ら支援を望み、地域に対して支援を希望していただいた方から「個別支援計画」の作成に取り組んできました。（次図「要配慮者等とは」参照）



要配慮者等とは

() 内の数字は、星崎学区の推定数



【個別避難要支援者情報の収集・共有の方法】

◆ 地域で募る方法(手上げ方式)

概要	一定の条件に該当する者から災害時の避難支援を希望し、平常時から自主防災会、民生委員・児童委員等に個人情報を開示することに同意する方が、登録申請書に必要事項を記入し町内会などに提出する方法
長所(◎)短所(▲)	◎ 行政が提供する名簿のように画一的な基準がなく対象者の範囲を地域で設定できる ◎ 行政が保有する個人情報を用いないため、個人情報の提供に関する協定の締結等が不要 ▲ 地域の全ての要配慮者は把握できない

◆ 行政が保有する情報を共有する方法

概要	行政が保有する情報を条例の定めに基づいて(又は個人情報保護審査会の諮問を経て)、自主防災会、自治会に対して当該情報の提供を行うもの(ただし、要配慮者本人の同意が得られない場合は提供されない)
長所(◎)短所(▲)	◎ 条例に根拠を置くことで、本人の同意がなくても個人情報の提供が可能になる ◎ 手上げ方式では把握できなかった配慮者の把握が可能となる ▲ 住民基本台帳がベースとなることから、同居の子供と世帯が分かれている場合も該当することになる ▲ 行政が実施すると郵送での周知となり、取組みの内容や地域との関わりが見えにくい

◆ 行政が保有する情報で補完する方法(同意方式)

概要	行政が保有する情報により同意を得た人の情報を、個人情報保護の協定を締結した町内会などに提供する方法
長所(◎)短所(▲)	◎ 手上げ方式では把握できなかった配慮者の把握が可能となる ▲ 住民基本台帳がベースとなることから、同居の子供と世帯が分かれている場合も該当することになる ▲ 行政が実施すると郵送での周知となり、取組みの内容や地域との関わりが見えにくい

◆ 行政が保有する情報で補完する方式(逆手上げ方式)

概要	行政が保有する情報により対象者に通知し、情報提供拒否の意思表示をしなかった人の情報を、個人情報の保護の協定を締結した町内会などに提供する方法
長所(◎)短所(▲)	◎ 手上げ方式では把握できなかった配慮者の把握が可能となる ▲ 住民基本台帳がベースとなることから、同居の子供と世帯が分かれている場合も該当することになる ▲ 行政が実施すると郵送での周知となり、取組みの内容や地域との関わりが見えにくい

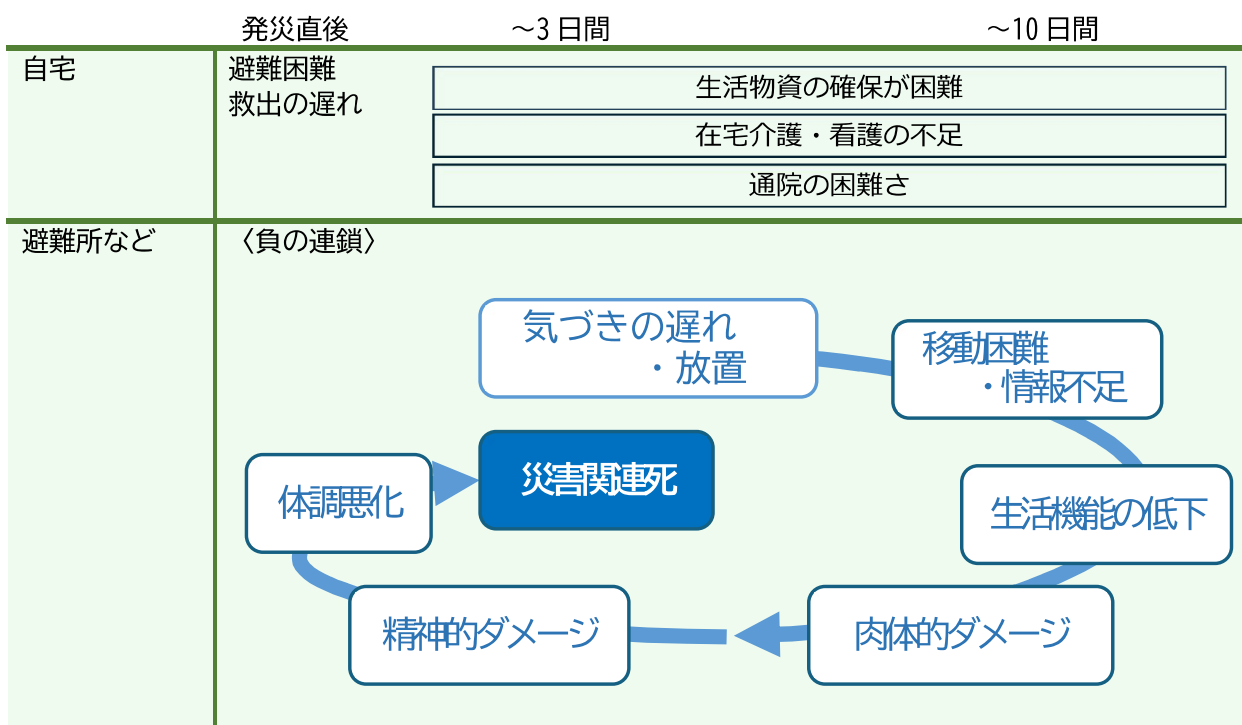
[08 - 4 災害ごとの避難行動・対応の違い]

	現象	猶予時間	安全空間	ゼロアワー（行動限界時間）	避難先
地震	揺れ	ない	耐震建物 固い地盤	ない	公園 広場など
	津波	揺れのあと 約90分	堅牢な建物で浸水深以上の階数 浸水深以上の高台	津波到達までの数 10 分	津波避難ビル 高台
	火災		広い空間 木造家屋密集地以外	火災発生から数 10 分 (風速、火災現場からの距離によっ て異なる)	公園 広場など
風水害	台風・高潮	数日	堅牢な建物で浸水深以上の階数 浸水深以上の高台	避難指示発令から数 10 分	避難所 高い建物
	河川氾濫	1～2 時間	堅牢な建物で浸水深以上の階数 浸水深以上の高台	避難指示発令から数 10 分	避難所 高い建物

注 1 地震の揺れについては、緊急地震速報が受信できた場合、数秒から 10 数秒の猶予時間がある場合があります。

2 ゼロアワーとは、堤防からの越水、決壊、暴風など災害を起こす要因が発生する時刻をいい、ゼロアワーまでに身の安全を確保することが求められる時刻のこと。

[08 - 5 要配慮者のリスク]



[08 - 6 個人情報に注意]

◆ 個人情報とは

特定の個人を識別することのできる情報（氏名・生年月日・住所・家族関係・職業等）のことです。生年月日など、それだけでは特定の個人が識別されることはありませんが、氏名と組み合わせることによって特定の個人を認識できれば個人情報にあたります。写真映像なども個人情報になる場合があります。

◆ 個人情報を取り扱うときのルールを理解しましょう

- ・ 個人情報を取得するときは、使用目的を決めて本人に伝えること
- ・ 個人情報を取り扱う者を限定し、決めた目的以外のことには使わない
- ・ 個人情報を第三者に渡すときは、本人の同意を得ること
- ・ 健康状態や障害などの「要配慮個人情報(※)」は、本人の同意を得て取得すること
- ・ 本人からの個人情報の開示や訂正等の請求には応じること
- ・ 「聞き取り表」「個別支援計画」など取得した個人情報は紛失に注意し安全に管理すること
- ・ 不正な利益を図る目的で個人情報を提供・盗用しないこと
- ・ 知り得た個人情報は将来にわたり正当な理由なく他者に漏らさないこと

※ 個人情報のうち、「人種、信条、病歴、犯罪の履歴、犯罪により害を被った事実、障害、健康診断・検査の結果、医師等からの指導・診療・調剤が行われたこと、刑事事件・少年の保護事件に関する情報等」のこと



- ◆ 星崎学区で実施する「助け合いの仕組みづくり」では、あらかじめ本人の同意を得た「災害時要配慮者（新規・更新・取消）登録申請書」を提出いただくので、その範囲内での個人情報を共有は可能です。ただし、災害のほかにも緊急の場合など予期しない事態も発生することがあります。次のような場合には、本人の同意がなくても個人情報を第三者に提供することが法律で認められています。（『見守り活動 虎の巻（名古屋市）』から）

個人情報の保護に関する法律 27 条 1 項（抜粋）

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合

- ・ 警察からの捜査に関する照会（捜査関係事項照会）に答える場合
- ・ 虐待を疑う状況において、通報受理機関に情報提供（通報）を行う場合（高齢者虐待の場合は区役所福祉課、いきいき支援センター、高齢者虐待相談センター）等

2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- ・ 本人の安否確認が必要な緊急時に、119 番通報や 110 番通報を検討している行政関係者や民生委員等、119 通報により出動した救急隊員等に人命救助のために必要な情報を提供する場合など

[08-7 助け合いの仕組みづくり手順書]

助け合いの仕組みづくり(個別支援計画作成)手順書

手順1 活動体制を整える

町内会（公民会）を中心として、会長、組長などで構成し必要に応じて民生委員・児童委員、向こう三軒両隣などと連携する。支援する者は可能な限り複数名で対応でき、要配慮者が女性の場合には女性も含めた体制が望ましい。

また、民生委員・児童委員とも連携することで、情報共有することが可能となる場合があります。

手順2 町内への周知、調査

「助け合いの仕組みづくり」について資料を組回覧し、手上げ方式により希望者を把握します。

前年度にすでに手上げしている方についても、できる限り戸別に訪問して「顔が見える関係づくり」に心掛け、聞き取り表や個別支援計画を更新します。

手順3 登録受付

封書として組長又は直接町内会長に提出された「災害時要配慮者（新規・変更・取消）登録申請書（第1号様式）」の記入漏れなどを確認します。

外部団体からの「知的障害者災害時要配慮者登録名簿」等も登録申請として受け付けます。

手順4 訪ねてみる（聞き取り表作成）

要配慮者が地域と顔見知りにならなければ、いざというときに地域からの支援を受け入れることはできません。まずは要配慮者のお宅を訪ね、顔を合わせることから始めます。また、可能ならば、対象者の親族の同席を促すことも大切です。

初対面の場合、1対1の会話は緊張するものです。始めは複数人で対応することが望ましい。また、女性に加わることやビブスを着用することで安心感につながることが期待できます。

訪問では、「事前説明書（第2号様式）」を用い趣旨の説明、注意事項を説明し、「要支援者聞き取り表（第3号様式）」の項目に基づき可能な範囲で聞き取ります。（※最初から全ての項目を埋めなくてもよく、互いの信頼関係が構築された後に追加することでも構いません）

訪問時不在の場合は、「不在連絡票（第5号様式）」を活用して接触に努めます。

手順5 個別支援計画の作成

要配慮者に対して、どのような支援をするのか、誰が支援するのかを決めたうえで「個別支援計画書（第4号様式）」を作成し、災害時要配慮者及び各支援者に計画書の写しを配布し、計画内容を周知します。

本計画書は毎年見直しすることとし、支援内容や支援者の変更がない場合は、計画書上部に設けた「更新欄」に記録します。

同一の地域に複数の要支援者がいる場合には、災害時の優先順位を定めておくことも有効です。

いざという時のために、誰でも支援が可能となる地図を作成しておくことも有効です。

手順6 一覧表作成

作成した「個別支援計画」に基づき「災害時要援護者・支援者一覧表」を作成し、写しを学区会長に提出します。

手順7 避難訓練

自主防災訓練時等に安否確認などの支援内容についての模擬訓練などを実施します。（次ページの「自主防災活動タイムライン（例）」を参考に行います）

手順8 各書類の保管

提出、作成した「登録申請書」「聞き取り表」「個別支援計画」などは、紛失に注意し、施錠ができる場所に保管するなど、他人が容易に閲覧できないようにします。

[08 - 8 支援に係る自主防災活動タイムライン(例)](再掲)

台風接近時の自主防災活動タイムライン(要配慮対応編)(例)

月 日	時間	事象・気象警報等 【台風第21号】	台風の勢力				情報・指示・行動			ゼロアワー までの時間	自主防災会でいうこと (青字は、要配慮者対応)
			風速 (m/秒)	最大瞬間 風速 (m/秒)	気圧 (hPa)	強さ	国・県等	名古屋市	星崎学区 (任務指示・状況)		
9月20日(金)	3:00	台風発生(マリアナ諸島付近)	18	20	1002	—					テレビ等で今後の進路等を確認
	6:00	台風情報(第1号) 発達しながら来週末にかけて本 州に接近									
9月23日(月)	9:00	台風情報(第4号) 週末にかけて大荒れになるおそれ	35	40	970	強い					
9月24日(火)	9:00	5日先の警報の可能性 (気象庁HP)								72	・週末にかけて、「支援計画」発動の可能性について、自主防災会のメン バーに共有する ・支援者間の非常時連絡手段を確認する
9月25日(水)	9:00	台風情報(第6号) 猛烈な台風に発達、週末は厳重 警戒	60	60	920	猛烈な					
	12:54	台風情報(第7号) さらに発達、伊勢湾台風を上回るおそ れ	80	80	900	猛烈な	記者会見(気象庁)			42	・気象庁HP又はテレビのdボタンで、9月27日頃に暴風警報発表の可能 性を確認し、「大」ならその時期を示し、要支援者に対し、「避難の準備が 必要」の旨を連絡する
9月26日(木)											
										24	・暴風警報発表から2時間後に支援活動を開始する旨を自主防災会メン バー(支援者)に周知し、体制の確保、役割を確認する ・自主防災会の組織編成(情報伝達・避難誘導)を確認する ・要支援者ごとの「個別支援計画」で手順を確認する
										12	・要配慮者に連絡し、「今のうちに家族などに『台風が接近するから、暴風 警報発表で地域の人とともに避難所に避難する』ことを連絡するよう」促 す
9月27日(金)	0:01	台風情報(第8号) 紀伊半島に上陸のおそれ、東海地方は 金土曜日にかけて猛烈な嵐と雨に加 え、高潮に厳重警戒	70	80	900	猛烈な				8	
	2:15	愛知県大雨・洪水・暴風警報					災害対策本部設置		2:15 全町内会長に連絡	6	・暴風警報が発表されたので『2時間後をものに、自宅に支援のために伺 う』ことを連絡する ・家族の安全確保(安否確認) ・避難経路、避難先の状況把握
	2:45	台風情報(第9号) 速度を上げ本州に上陸するおそれ 東海地方は最大級の警戒警戒	70	80	900		災害対策本部設置	南区全域 高齢者等避難発令 (暴風)【レベル3】	2:45 星崎小学校に 災害救助地区本部設置の(招 集)指示	5	・現地本部(原則公民館内又は適当な建物内)を設置、自主防災会を組織 (情報班、支援班、避難誘導班)を編成し、支援の方法と連絡体制を確認す る ・高齢者避難情報について町内会に広報する
要配慮者の安全確保時間(避難完了時間) ※ゼロアワー											
	3:30		3:30 伊良湖で、最大風速36.5m/sを観測						3:30 全自主防災会に助け合い 登録者への避難支援の指示	4	・優先順位の高い要支援者から順に支援を開始する ・必要に応じ、応援班を編成しておく
	3:48	天白川氾濫注意水位	強大な台風に加え、河川氾濫の危険も 高まっています 伊勢湾台風の恵み出し、近隣のみなさ んと協力して早めの避難、早めの命を 守る行動をとってください!!					星崎学区 高齢者等避難発令 (洪水)【レベル3】			
	7:00	台風情報(第12号) 東海地方に暴風の域に達する可能性大 伊勢湾の高潮・高潮特別警戒発表の可能性大	70	80	910	猛烈な	緊急記者会見 (気象庁)(第2回)			0	・要配慮者を避難所(又は2階以上)に誘導 (非常持出、施設、電気ブレーカ断、家族への連絡など)
要配慮者の安全確保時間(避難完了時間) ※ゼロアワー											
要配慮者の安全確保(避難完了)時間 ※ゼロアワー											
	7:15						市長緊急会見				
	7:43	天白川氾濫危険水位	8:10 セントレア(中部国際空港)で、最大風速36.5m/sを観測					星崎学区全域に 避難指示【レベル 4】	避難指示の連絡 町内会への周知依頼		・自分の安全確保のため「支援活動」を止め、安全な場所に移動する ・避難指示が発令された旨を大声を出しながら、率先避難する
	9:00	愛知県暴風特別警報 陸上で最大40～50m/sの暴風					総理大臣 緊急会見	学区内で道路冠水が発生			・冠水の状況により水平避難を断念、垂直避難に変更判断をする
	9:40	伊勢湾台風を大きく上回る高潮、 暴風に対し最大限に警戒 予定の変更、早めの避難を呼びかけ						避難者が多数小学校に避難			・避難所運営に協力する
	11:00	愛知県大雨特別警報					災害救助法適用				
	11:30							区内全域で停電			
	12:00	愛知県顕著な大雨に関する気象情報 愛知県・尾張地方に線状降水帯発生						学区内で暴風による倒壊家屋 発生			
	12:00	台風情報(第18号) 夜から朝日曜にかけて名古屋港で5mの高潮	70	80	910	猛烈な	非常災害 対策本部設置				
	16:00	愛知県顕著な大雨に関する気象情報 愛知県三河地方に線状降水帯発生	16:00 名古屋(気象台)で、最大風速37.2m/sを観測						学区内で多数の床上浸水発生		
	18:20	記録的短時間大雨情報 (名古屋市港区で1時間95.0mm)									
	20:00	愛知県高潮特別警報					南区全域に 避難指示【レベル 4】				
	23:30	記録的短時間大雨情報 (名古屋市港区で1時間102.5mm)									
9月28日(土)	0:00	天白川氾濫発生情報 (注意の所は不明)					南区全域に 緊急安全確保発令 (レベル5)				
	9:00	台風が瀬戸付近に上陸 過去最大級で上陸	80	90	910	猛烈な					
	11:25	記録的短時間大雨情報 (名古屋市港区で1時間98.0mm)									
	12:00	台風が名古屋に最接近	12:00 名古屋(気象台)で、最大瞬間風速 54.5m/sを観測								
9月29日(日)	9:00	台風情報(第18号)	60	65	930	非常に 強い					

上記の「赤枠」は、当該時間内に要配慮者の安全確保
を完了させる目安の時間帯です。

上記の「赤枠」は、当該時間内に要配慮者の安全確保
を完了させる目安の時間帯です。

[08-9 顔の見える関係づくり]

助け合いの仕組みづくりは、災害時だけに効果を発揮するものではありません。

また、常に、密接に関わればよいというものでもありません。日頃のあいさつなど、日々の暮らしの中で、『顔を合わせる関係』程度の距離感で、何気なく互いを思いやることが大切です。

例えば、日頃からできるゆるやかな見守りだけでも、いざというときにはとても役立つことがあります。

また、回覧板や行事案内、防災用品のお届けなどをきっかけに、訪問した時などのひと言が、次の会話につながることもあります。

地域の方の役割は、支援につながる状況の早期発見とつなぎ役です。活動が負担にならない範囲で取組むとともに、家具の固定、耐震診断など必要な防災支援の紹介など自助力向上の支援などにもつながります。

困りごとなどがある場合には、区役所や社会福協議会などにつないでいくことも重要な支援です。

【日常生活の中でのゆるやかな見守り】

①認知症が心配

- ・同じことを言ったり聞いたりする
- ・約束の日時や場所を間違えるようになった
- ・趣味をやめたり、興味を示さなくなった
- ・身だしなみを構わなくなった
- ・置き忘れやしまい忘れが目立ってきた
- ・暴言を吐く等、性格が変わった



②心身の健康状態の変化への気づき

- ・あいさつや声かけの様子がいつもと違う
- ・顔色が悪く、具合が悪そうに見える、急に痩せてきたような気がする
- ・認知症や寝たきりの家族を抱え、介護者が疲れている様子がある
- ・いつも参加している集まりに来ない
- ・救急車が頻繁に出入りしている

③もしかして虐待？

- ・家の中から怒鳴り声や悲鳴が聞こえる
- ・身体にあざがある、あざがあるが話したがらない
- ・家に居たがらない、入れない様子がある
- ・同居の家族がいるはずなのに、日常生活に困っている様子がある
- ・身だしなみが悪くなった

④お金の管理が心配

- ・知らない人が出入りしている
- ・必要以上の品物・段ボールがある
- ・何かの契約書がある
- ・お金を貸してほしいと頼まれた
- ・食べ物を分けてほしいと言われた



⑤住居の外から確認できること

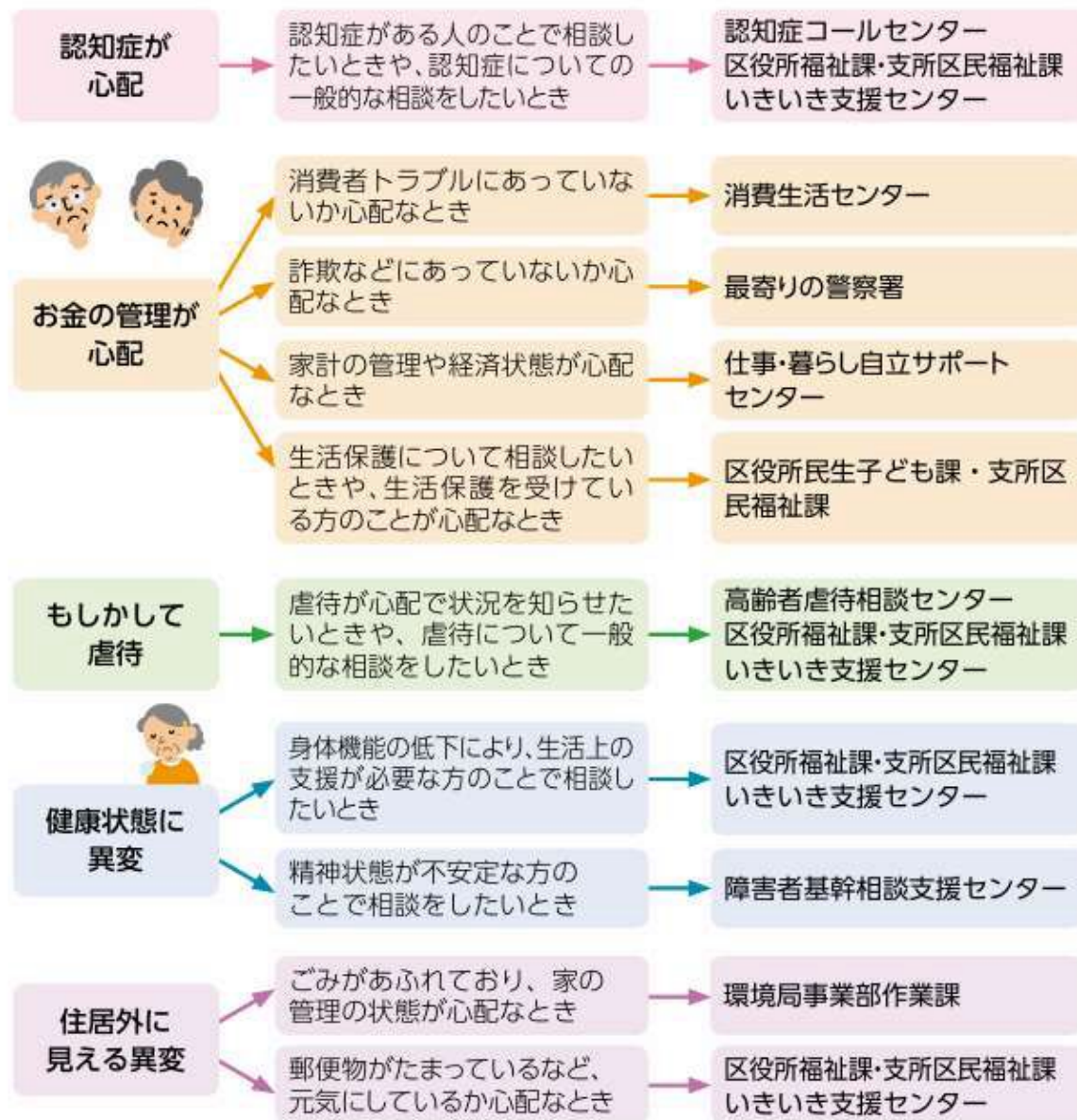
- ・洗濯物が干したままになっている（夜になっても干したまま、数日干しっぱなし等）
- ・新聞、郵便物がたまっている
- ・電気やテレビがずっとつけっぱなしになっている
- ・ごみが放置され、家から異臭がする
- ・庭が荒れている
- ・暗くなっても灯りがつかない
- ・水道が出しっぱなしになっている
- ・窓、カーテンが何日も開けっぱなし、または閉めっぱなしになっている

参考：「見守り活動 虎の巻（令和4年 名古屋市）」

https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/cmsfiles/contents/0000009/9766/toranomaki_all.pdf

【異変に気づいたら・・・】

いつもと違う、何か変、心配・・・こんな時は、緊急連絡先のほか、関係機関などに連絡、相談してみましょう。



参考：「見守り活動 虎の巻（令和4年 名古屋市）」

https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/cmsfiles/contents/0000009/9766/toranomaki_all.pdf

【相談・連絡先（南区の場合）】

相談先	相談できること
認知症コールセンター (052-734-7089) 平日 10:00～16:00	・ 近所の人に泥棒扱いされて困っている ・ 認知症の人にどう対応したらよいか知りたい ・ 知人が認知症ではないかと心配している ・ その他認知症に関する相談
南区役所福祉課 (052-823-9411) 平日 8:45～17:15	・ 安否の確認がとれない方がいる ・ 高齢者福祉相談員のことを知りたい ・ 虐待が心配な方について相談したい ・ その他高齢者の福祉に関すること
南区役所民生子ども課 (052-823-9391) 平日 8:45～17:15	・ 生活保護のことや生活保護を受けている世帯のことを聞きたい ・ 子どものいる世帯のことで相談したい ・ 民生委員のことについて聞きたい
南警察署 (052-822-0110) ※急を要する場合は 110 番	・ 急を要しないが事件や事故に発展するおそれがあることについて相談したい ・ 詐欺被害を受けている
南消防署 (052-852-0119) ※急を要する場合は 119 番	・ 救命講習について知りたい ・ 家庭の防災、防火対策について知りたい
環境局事業部作業課 (052-972-2288) 平日 8:45～17:15	・ 近所にごみ屋敷があつて困っている ・ ごみ屋敷条例について知りたい
南区南部いきいき支援センター (052-819-5050) 平日 9:00～17:00	・ 認知症のこと／人の相談をしたい ・ 虐待が心配な方について相談したい ・ 孤立しがちな人がいて心配している ・ その他高齢者の健康・福祉・介護のこと
消費生活センター (052-222-9671) 月～土 9:00～16:15	・ 商品やサービスの契約・解約で困っている ・ 身に覚えのない代金を請求されている ・ 「お金が返せない」といった多重債務相談
仕事・暮らし自立 サポートセンター（金山） (052-684-8131) 平日 9:00～17:00	・ お金のことで困っている方がいるが、どこに相談したらよいか分からない ・ 家計の管理のことで困っている方がいる
高齢者虐待相談センター (052-856-9001) 平日 9:00～17:00	・ 高齢者の虐待のことについて知りたい ・ 虐待が心配な方がいる ・ 介護負担が大きく精神的なケアが必要な方のことで相談したい
障害者基幹相談支援センター （南区） (052-822-3001)	・ 障害のある方の特徴や関わり方を聞きたい ・ 障害福祉のサービスや利用手続きのことを聞きたい ・ 障害のある方が生活に困っているので相談したい

参考：「見守り活動 虎の巻（令和 4 年 名古屋市）」

https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/cmsfiles/contents/0000009/9766/toranomaki_all.pdf

〈自助を促す例〉

助け合いの仕組みづくりは、何でも支援するではなく、自分でできる対策は自分で行っていただく「自助」も重要なことです。

自分の命は自分で守るためには、あらかじめ備えておくことが大切です。水や食料の備蓄品の準備、家具の固定、耐震診断・改修、家族との連絡方法の確認など、命を守るため、避難所で苦労しないためにも、できる備えはご自分で行うよう働きかけることも大切です。

〈要配慮者が備えて欲しい備蓄、非常持出品の例〉

- ・ 予備メガネ、コンタクトレンズ
- ・ 携帯電話（予備バッテリー）
- ・ マイナンバーカード（健康保険証）
- ・ 各種手帳（障害、愛護など）
- ・ 介護食（誤嚥防止とろみ食、レトルト食品など）
- ・ 常備・持病薬、お薬手帳
- ・ 着替え、タオル、おむつなど
- ・ 看護、介護用品（介護用上履き）
- ・ 補聴器、入れ歯
- ・ 防犯ブザー、ホイッスル（緊急時の呼び出し用）
- ・ ペット用ケージ（かご）

（家庭内にある便利な品）

- ・ ティッシュペーパー、ウェットティッシュ
- ・ ラップ、アルミホイル
- ・ 体温計

〈介護用加工食品の例〉

おすすめ商品

					
とろっとミニがんも TRE-6	やさしいおかず クムスかつ	やわらかおかず4食セットB	やわらか 海老のクリーム煮	とろみサポート	SF NEWさばムース40

商品の区分で探す

					
容易にかめる	歯ぐきでつぶせる	舌でつぶせる	かまなくてよい	とろみ調整	

ユニバーサル・デザイン・フード（日本介護食品協議会）

<https://www.udf.jp/products/index.php>

〈要配慮者に応じた備蓄品・チェックリスト（例）〉

要配慮者の場合、皆さんが準備する備蓄品や非常持出品に加えて、障害などの状況に応じて必要なものが異なります。次の例を参考にして災害に備えて普段から準備するよう促しましょう。

介護が必要な人

- ☐ 入れ歯（入れ歯用洗浄剤）
- ☐ 老眼鏡（予備）
- ☐ 補聴器（予備の電池）
- ☐ 杖
- ☐ 軟らかい食品（UD フード）
（レトルト食品、栄養補助ゼリーなど）
- ☐ 紙おむつ

聴覚障害のある人

- ☐ 補聴器（予備の電池）
- ☐ 筆談用具（ホワイトボード、筆記用具、メモ紙）
- ☐ スマートフォン（文字情報入手、予備のバッテリー・充電器）
- ☐ 笛・ブザーなど（助けを呼ぶため）
- ☐ 電話リレーサービス（平時は有料）
- ☐ 電話音声拡声アダプター

内部障害・難病のある人

- ☐ 普段服用している薬
- ☐ お薬手帳（薬の説明書）
- ☐ 治療食・特別食（食事制限のある方）

知的障害のある人

- ☐ 本人が食べられる食品
- ☐ いつも使っている物（おもちゃ、本）
- ☐ かかりつけの医療機関や薬のメモ
（薬の種類や飲み方）

乳幼児がいる場合

- ☐ 粉ミルク・離乳食
- ☐ おしりふき・紙おむつ
- ☐ 哺乳瓶（消毒セット）
- ☐ 母子手帳
- ☐ 抱っこひも
- ☐ おもちゃ

視覚障害がある人

- ☐ 眼鏡
- ☐ 白杖（折りたたみ式）
- ☐ 携帯ラジオ（予備の電池）
- ☐ 時計（音声、触読式など）
- ☐ メモ用録音機
- ☐ 点字器
- ☐ 点字の緊急連絡用メモ
- ☐ 軍手（手を保護するため）
- ☐ 笛・ブザーなど（助けを呼ぶため）
- ☐ 運動靴

身体障害がある人

- ☐ 簡易トイレ
- ☐ 紙おむつ、着替え
- ☐ 使い捨てシート
- ☐ おんぶひも（避難用、担架や毛布）
- ☐ 杖
- ☐ 歩行器
- ☐ 補装具
- ☐ 電動車いす（予備バッテリー、充電器）

精神障害のある人

- ☐ 普段服用している薬
- ☐ かかりつけの医療機関や薬のメモ
（薬の種類や飲み方）

妊婦の場合

- ☐ 生理用品・ガーゼ・さらし
- ☐ 出産準備品・新生児用品
- ☐ 母子手帳
- ☐ 化粧品

第1号様式

災害時要配慮者（新規・変更・取消）登録申請書

申請日 令和 年 月 日

星崎学区連絡協議会 あて

〈同意書〉

私は、災害時要配慮者登録制度（助け合いの仕組みづくり）の趣旨に賛同し、登録することを希望します。また、私が届け出た下記の個人情報を災害対応の目的で、星崎学区連絡協議会が、星崎学区防災安心まちづくり委員会、南区役所、南消防署、南区社会福祉協議会、星崎学区民生・児童委員協議会、自治会・町内会及び星崎消防団（以下「支援者」という）に提供することを承諾します。

また、登録内容に変更が生じたときは、速やかに届け出します。

- * この情報は、災害時の支援活動及び更新調査以外に使用することはありません。
- * 太枠部分の情報は、災害時の支援活動のため、事前に上記の支援者に提供することがあります。
- * 災害の規模、大きさなどにより、必ずしも支援者が支援に何うとは限りませんのでご承知願います。

フリガナ				性別	男	女
氏 名						
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日 () 歳			血液型	A	B
					AB	O
住 所 (アパート・部屋番号)	南区 アパートなどの名称 () 部屋番号 ()					
連絡先	自宅電話番号 () 携帯電話番号 ()					
申請理由	〈該当する番号等に○印をつけ、() 内には具体的な内容を記載してください〉 1. 65 歳以上で一人暮らし 2. 寝たきり等で自力歩行が困難 3. 心身などに障害がある (a 視覚・b 聴覚・c 言語・d 肢体不自由・e 精神・f 知的・g 発達・h 自閉症・i その他 ()) 4. その他の障害など ()					
特記事項 (任意)	〈支援を受ける場合に、特に知っておいて欲しいことがあれば記入してください。別紙添付でも可〉					
町内名(組)	(組)		担当民生委員名			
家族構成・同居状況	〈記載例：長男（別居：〇〇市在住）〉					
緊急時の連絡先 (あれば記入してください)	氏 名		続柄		電話番号(携帯電話でも可)	
					() ()	

- * 登録内容が変更にあった場合や、登録の必要がなくなった場合は町内会長にご連絡ください。
- * 登録内容について、登録された方の情報を更新するために災害時要配慮者台帳との照合を行います。
- * この登録申請書は、個人情報を含みますので、封書にして組長経由又は直接町内会長にご提出願います。
- * この登録申請書は、申請理由発生時に適宜ご提出願います。

第2号様式

年 月 日

個別支援計画の作成等に関する事前説明書

「個別支援計画」を作成することにより、災害時におけるあなたに合った支援を行うことができます。

注 本取り組みは、星崎学区独自の取り組みです。

確認欄	支援開始のために訪問するときに説明する内容
☐	「個別支援計画」とは、災害時に支援が必要な要配慮者（高齢者、障害者等）一人ひとりが「どこに避難するか」「誰が支援するか」などを記載した計画です。
☐	「個別支援計画」の作成等に同意いただければ、あなたやあなたの家族、身近な人と相談しながら一緒に計画を作成します。
☐	「個別支援計画」の作成等に当たっては、「避難等支援者の候補者」や「計画の作成に関わる関係者」「地域にお住まいの方」などに、必要な限度であなたの個人情報を提供・利用します。
☐	「個別支援計画」には、あなたの「緊急連絡先の方」や「支援者」の個人情報も記載されます。これらの情報をあなたが計画に記載するときには、①計画に情報が記載されること②避難支援等に必要な限度で計画に記載された情報が「緊急連絡先の方」や「支援者」の間で共有されることの同意を得てから記載してください。
☐	災害時には「個別支援計画」に基づいて、支援者があなたの支援等をお手伝いすることになります。ご家族をはじめ友人や知人、隣近所の方、学区、町内会等日頃からお付き合いのある福祉事業所の方など多くの方が支援等に関わるることにより、支援の実効性や確実性を高めることができます。
☐	災害が発生した時、支援者が不在だったり、支援者自身が被災することもあります。この場合、計画通りにあなたの支援ができなくなることになっても、法的な責任や義務を負うものではなく、あくまで、協力関係であることを相互に理解したうえで、複数人の支援者を確保することが大切です。
☐	災害から身を守り、安全を確保するためには、あなた自身による備えも重要です。家具の固定、家屋の耐震性の確保、備蓄品の準備、緊急連絡方法など日頃から準備しておくことが最も重要です。日頃からの備えについても、可能な限り支援しますので、ご相談ください。
☐	普段から顔見知りの関係ができていると、災害時の支援がより円滑に進みますので、地域とのつながり、関係づくりにも努めましょう。

上記の説明を受け理解しました。

署名欄

第3号様式

部外秘

要支援者聞き取り表（支援組織用）（表）

町内会（ ）組

作成	年	月	日
更新	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日

		整理番号		
ふりがな		性別	男・女	
氏 名		生年月日	大正・昭和・平成・令和 (年 月 日生)	
住 所	南区	電話番号(自宅)	()	
		(携帯)	()	
電子メール	@	(Fax)	()	
家族構成・同居の状況				
災害時に支援を必要とする方の状態				
[高齢要介護者(要介護)・一人暮らし高齢者・身体障害者(障害程度区分) ・視覚障害(等級)・聴覚障害・補聴器・難病・寝たきりで自力避難困難・その他()]				
福祉保健サービスの利用状況(介護保険サービス・かかりつけ医等)				
訪問介護・通所介護・短期入所 福祉用具レンタル・その他()		施設名		
緊急時の家族・知人等の連絡先				
ふりがな		関係	住所	電話番号
氏 名				()
ふりがな		関係	住所	
氏 名				
避難指示等の避難情報の伝達など支援をしてくれる方はいますか いる ・ いない				
ふりがな		関係	住所	電話番号
氏名				()
ふりがな		関係	住所	電話番号
氏名				()
災害が発生したとき、どのような支援が必要ですか				
☐ 安否確認(声掛け) ☐ 避難情報等の伝達 ☐ 安全な場所までの避難誘導() ☐ その他()				
災害に際し配慮を必要とすることは何ですか				
☐ 立つことや歩くことが難しい ☐ 人の声や物音が聞こえない(聞こえにくい) ☐ ものが見えない(見えにくい) ☐ 難しい言葉や早い話がとても苦手 ☐ 災害が起こったときに、どうすればよいか分からない				
家屋の状況	階数	建築年数	耐震診断の有無	
木造・木造以外	階建ての 階	昭和56年(1981)以前 昭和57年(1982)以降・不明	有・無(有の場合は結果) (耐震診断の結果 有・無)	
持病(又は治療・服薬中)の病気				
高血圧・高脂血症・糖尿病・心臓病・その他()・無				
日ごろの防災対策(家具固定、耐震診断・改修など)について、相談したいことはあるか ある・ない				
(ある場合の具体的な内容)				

要支援者聞き取り表（支援組織用）（裏）

【問診】

1. 日常生活（行動）は1人でできますか（できるものに○） [家事・入浴・着替え・階段の上り下り・（ ）]]
2. ご近所に日頃、話をしたり、一緒に出掛ける人はいますか [名前・所在]
3. 避難するときに持っていくものはまとめてありますか [お薬手帳・マイナンバーカード・着替え・タオル・防寒（又は冷却）用具・マスク・補聴器・ めがね・介護用食品（UD マーク）・その他)]
4. 避難する先は決めていますか [星崎小学校・星崎コミュニティセンター・親族・友人知人宅・自宅 階・ホテル・旅館 その他（ ）]]
5. ペットを飼っていますか [犬（種類 ）・猫・鳥（種類 ）・その他（ ）]]
6. ペットのゲージ（かご）の準備はありますか ある・ない
7. 毎年12月の第1日曜日に実施する学区防災訓練で、避難等の支援訓練を行います。 そのときに、お声掛けをいたしますが、参加しますか する・しない・今は分からない

注 要支援者聞き取り表とは、災害発生時に要支援者の安否確認・情報伝達・避難誘導などが地域の助け合いのもとに、円滑に進むよう町内会としてあらかじめ把握するものです。聞き取り情報は、個別支援計画の作成など必要に応じて支援活動に利用します。

第4号様式

部外秘

個別支援計画

優先度 ()

作成	年	月	町内会名		組
----	---	---	------	--	---

住 所	南区			性 別	男・女
ふりがな				世帯主氏 名	
氏 名				電話番号	()
生年月日	大・昭 平・令	年	月	日	歳
緊急時の 家族等の 連絡先	氏名		続柄 ()	電話番号	()
	住所				
	氏名		続柄 ()	電話番号	()
	住所				
避難場所等情報 ※位置・経路・注意すべき 事項など	洪水 (最大浸水 m)	[]			
	地震 (最大震度 6強)	[]			
	高潮 (最大浸水 m)	[]			
	津波 (最大浸水 m)	[]			
希望する支援の内容 (複数選択可能)					
☐ 安否確認 (声掛け) ☐ 避難情報等の伝達 ☐ 安全な場所への避難誘導 ☐ その他					
例) 直接「声をかけ」して欲しい。筆談など「文字」に書いて欲しいなど 例) 家族だけでは難しいため、日中が一人になる、2階に上がりたいなど					
配慮が必要な事項 ☐ 立つことや歩くことが難しい ☐ 人の声や物音が聞こえない (聞こえにくい) ☐ ものが見えない (見えにくい) ☐ 難しい言葉や早い話がとても苦手 ☐ 災害が起こったときに、どうすればよいか分からない					
非常持出品の確認 ☐ お薬手帳 ☐ マイナンバーカード ☐ 着替え ☐ タオル ☐ 防寒 (冷却) 用具 ☐ マスク ☐ めがね ☐ 補聴器 ☐ 介護用食品 ☐ その他 ()					
支援者	氏名		電話番号	()	
	住所				
	氏名		電話番号	()	
	住所				
	氏名		電話番号	()	
	住所				

第5号様式

不在連絡票



[]町内会長・組長の です。

本日、下記の件で伺いましたが、ご不在のようでしたので不在連絡票を投函しました。

(メモ欄)

(今後について)

- ☐ 上記メモの内容をご確認ください
- ☐ 後日、あらためて再訪します
- ☐ ご連絡ください(電話) _____
- ☐ その他(_____)

訪問した時間

令和 年 月 日(土)

午前・午後 時 分頃

不在連絡票（記載例）

[]町内会長・組長の 星 崎 一 郎 です。

本日、下記の件で伺いましたが、ご不在のようでしたので不在連絡票を投函しました。

(メモ欄)

ご提出いただきました「災害時要配慮者・登録申請書」につきまして、支援する内容や支援する方に関するお話を伺いたいと思います。

(今後について)

- ☐ 上記メモの内容をご確認ください
- ☐ 後日、あらためて再訪します
- ☒ ご連絡ください(電話) 052-(123)-4567
- ☐ その他(_____)

訪問した時間

令和 7年 5月 10日(土)

午前 午後 10時 00分頃